

1 福井健康福祉センターの概況

1 沿革

高志福祉事務所関係

- 昭和 26 年 10 月 高志地方事務所発足(厚生係)
- 昭和 31 年 2 月 高志事務所・福祉課と改称
- 昭和 37 年 4 月 高志福祉事務所独立。民生課、保護課の 2 課制となる。
- 昭和 52 年 4 月 家庭児童相談室の新設
- 平成 9 年 4 月 事務所が松本合同庁舎から福井保健所に移転。民生課を地域福祉課に改称

福井保健所関係

- 大正 12 年 2 月 福井市毛矢町に木田簡易健康保健相談所を開設
- 昭和 19 年 10 月 旧保健所法(昭和 12 年 4 月法律第 42 号)に基づき、福井市毛矢町に福井保健所として発足
- 昭和 20 年 7 月 戦災により焼失、福井市立道明国民学校・福井市役所・済生会病院の仮庁舎で執務
- 昭和 22 年 9 月 保健所法の制定(昭和 22 年 9 月 5 日法律第 101 号)
- 昭和 24 年 3 月 福井市松陰町に木造庁舎建築、A 級保健所に昇格、4 課制となる。
(総務・衛生・保健予防・普及)
- 昭和 25 年 森田保健所を統合
- 昭和 35 年 7 月 福井保健所運営協議会の設置
- 昭和 38 年 3 月 丹生郡殿下村が福井市編入により福井保健所の所管となる。
- 昭和 38 年 9 月 福井市西木田 1 丁目に新築移転
- 昭和 42 年 5 月 坂井郡川西町の福井市編入により、金津保健所川西支所が福井保健所の所管となる。
- 昭和 43 年 11 月 川西支所の廃止
- 昭和 46 年 6 月 検査課の新設
- 昭和 53 年 4 月 と畜検査事務を食肉衛生検査所(新設)へ移管
- 昭和 55 年 4 月 衛生課を廃止し、食品衛生課、環境衛生課を新設、6 課制となる。
(総務・食品衛生・環境衛生・検査・保健予防・普及)
- 平成 5 年 10 月 福井市西木田 2 丁目に新築移転
- 平成 6 年 7 月 保健所法から地域保健法に改正
- 平成 9 年 4 月 地域保健法の全面(完全)施行。課の名称変更
(総務・食品衛生・環境衛生・衛生検査・健康増進・保健指導)
- 平成 10 年 4 月 福祉保健推進室の新設

福井健康福祉センターとして組織統合

- 平成 12 年 4 月 「高志福祉事務所」と「福井保健所」が組織統合し、「福井健康福祉センター」となり、6 課 1 室体制となる。

地域支援室・・・総務グループ、地域支援グループ
福祉保健部・・・福祉課・健康増進課・保健指導課
環境衛生部・・・生活衛生課・環境廃棄物対策課・衛生検査課
- 平成 18 年 4 月 丹生郡旧越廼村、旧清水町が福井健康福祉センターの所管となる(同年 2 月足羽郡美山町、丹生郡越廼村、清水町が福井市に編入合併。同月吉田郡松岡町、永平寺町、上志比村が合併し「永平寺町」となる)。
- 平成 22 年 4 月 保健指導課を廃止し、地域保健課を新設
(地域支援室・福祉課・地域保健課・健康増進課・生活衛生課・環境廃棄物対策課・衛生検査課)
- 平成 24 年 4 月 医療監視室の新設、検査事務を衛生環境研究センターへ移管

1 福井健康福祉センターの概況

2 庁 舎

現 在 地 福井市西木田 2 丁目 8-8

完 成 平成 5 年 10 月

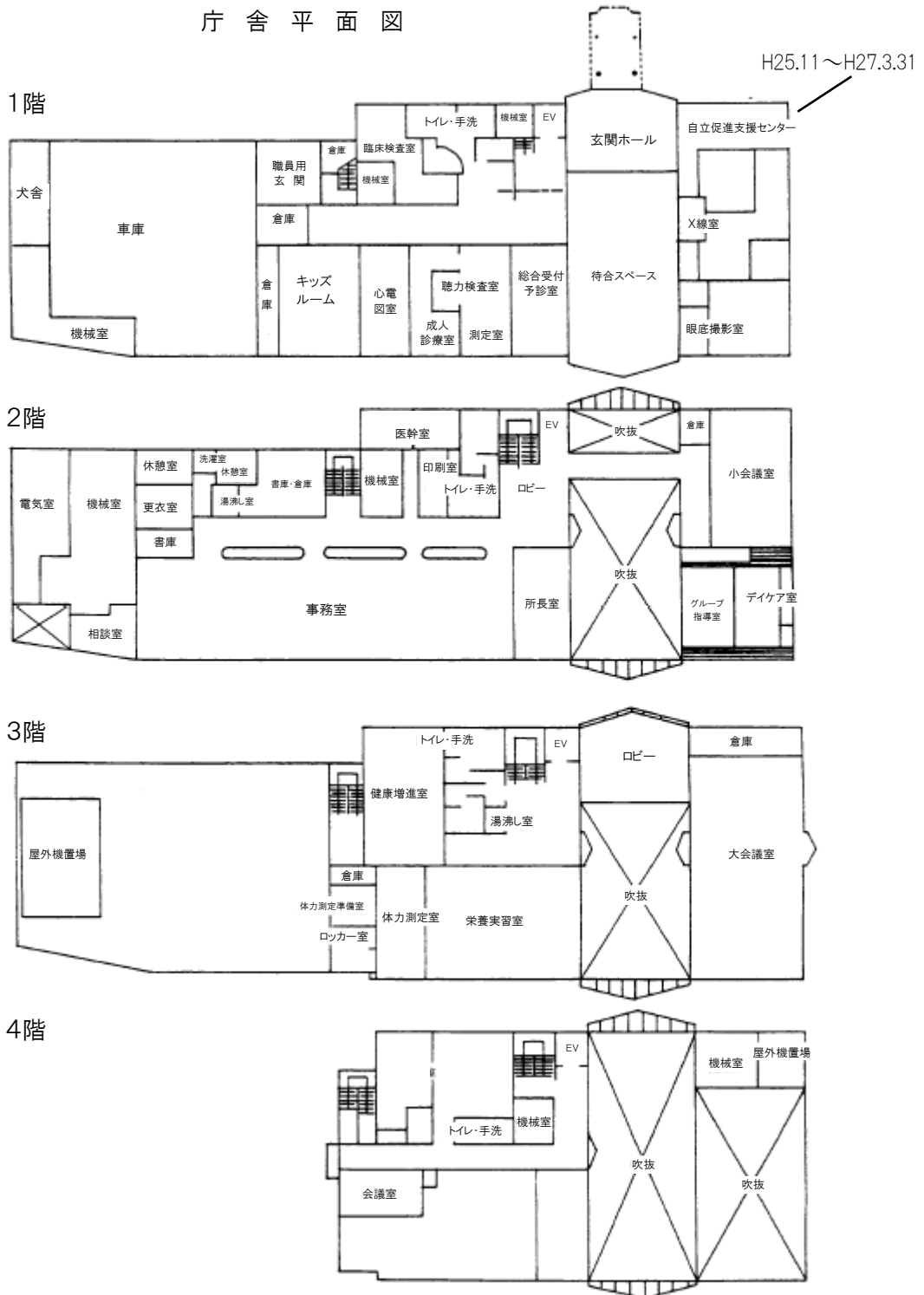
敷地面積 5,052.44 m²(公共空地分を含む)

建 面 積 1,228.59 m²

庁 舎 鉄筋コンクリート陸屋根 4 階建 3,236.33 m²

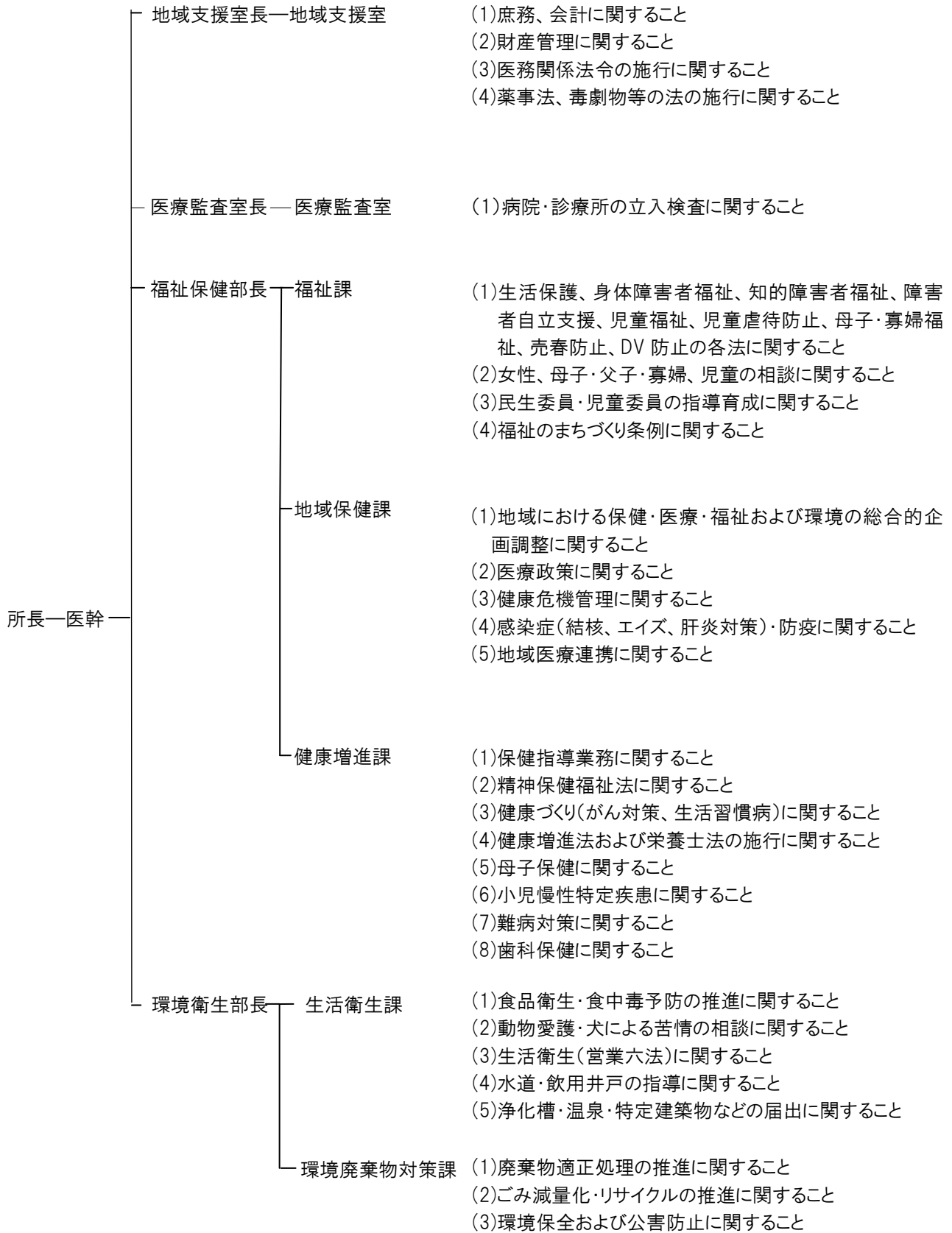
1 階 1,150.80 m² 2 階 1,009.08 m² 3 階 639.62 m² 4 階 436.83 m²

庁 舎 平 面 図



3 組 織

(平成 26 年 4 月 1 日 現在)



4 課別職種別職員配置表

平成26年4月1日現在

課室 種別	地域 支援 室	医療 監 査 室	福祉保健部			環境衛生部		合 計
			福 祉 課	地 域 保 健 課	健 康 増 進 課	生 活 衛 生 課	環 境 対 策 廃 棄 物 課	
医 師	1 (医幹)							1
獣 医 師						3		3
衛 生 監 視								—
薬 剤 師	1	1		1		6	4 (部長含む)	13
保 健 師				5 (部長含む)	7			12
診療放射線技師		1		1				2
歯 科 衛 生 士					1			1
化 学							2	2
栄 養 士					1			1
臨床検査技師						1		1
生活作業指導員			1					1
事 務 吏 員	8 (所長含む)	1	2	1		1	1	14
運 転 手								—
動物管理員						1		1
社会福祉士								—
非常勤医師			(兼1)	2	1			3
相 談 員			3					3
団 体 職 員						2		2
合 計	10	3	6	10	10	14	7	60

5 福井健康福祉センター運営協議会

地域住民の意向に沿った保健、医療、福祉、環境に係る施策を推進するために、センターの運営を審議する「運営協議会」を設置しています。

福井健康福祉センター運営協議会委員名簿

平成 26 年 4 月 1 日現在

区 分	氏 名	役 職 名
医 療 関 係 団 体	三 崎 明 孝	福井市医師会会長
〃	坪 田 和 彦	福井市歯科医師会会長
社 会 福 祉 関 係 団 体	前 澤 君 子	永平寺町婦人福祉協議会会長
〃	田 中 眞 佐 子	永平寺町民生委員児童委員協議会会長
学 校 関 係	西 嘉 美	福井市養護教諭部部长
事 業 場	北 野 憲 太 郎	福井食品衛生協会会長
一 般 住 民	中 村 光 子	福井県食生活改善推進員連絡協議会 福井支部支部長
〃	田 村 洋 子	福井市連合婦人会長
市 町	河 上 芳 夫	福井市福祉保健部長
〃	河 合 永 充	永平寺町長

(任期:平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)

6 所内定期業務日程表

(平成 26 年 10 月 1 日現在)

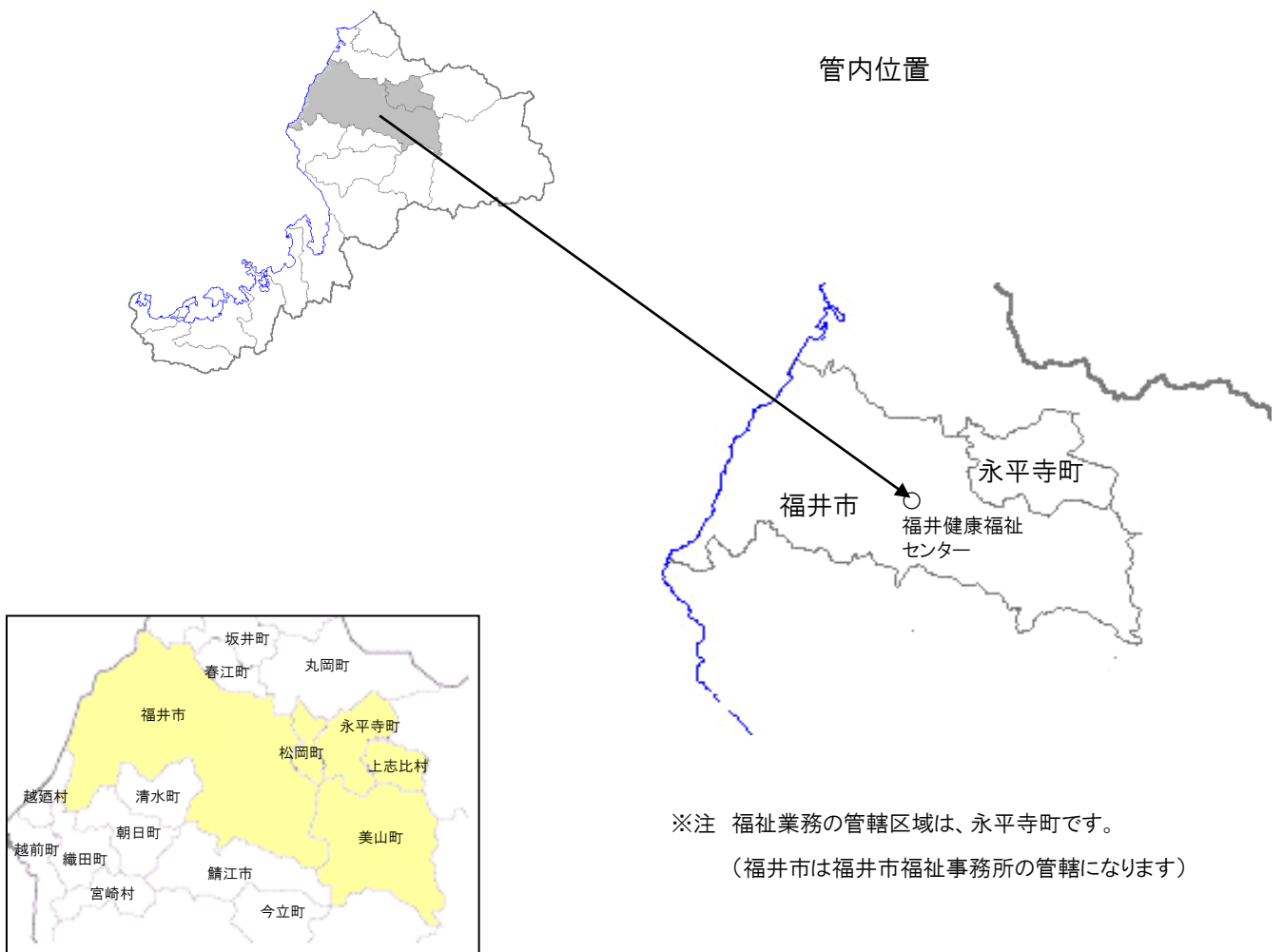
項 目		日 程	受付時間	備 考
身体・知的障害者(児)相談		月曜日～金曜日	9:00～17:00	福井市の方は、「福井市福祉事務所」にご相談ください
母子(父子)家庭・寡婦相談				
女 性 相 談				
家 庭 児 童 相 談				
栄養成分表示相談		月曜日～金曜日	9:00～17:00	予 約 制
エイズ検査	即日検査	毎月第2月曜日	9:00～10:30	予 約 制
	通常検査	毎月第1・3・4・5月曜日	14:00～16:00	—
	夜間・通常検査	毎月第4火曜日	17:00～19:00	予 約 制
エイズ・肝炎相談		月曜日～金曜日	9:00～17:00	
肝炎検査	通常検査	毎月第1・3・4・5月曜日	14:00～16:00	—
		毎月第2月曜日	9:00～10:30	—
	夜間検査	毎月第4火曜日	17:00～19:00	予 約 制
精神保健相談		毎月第1・3木曜日	14:00～16:00	予 約 制
・精神科医師による				
・保健師による		月曜日～金曜日	9:00～17:00	できれば 事前に連絡
動物管理業務日		毎週月・水・金曜日	9:00～17:00	

2 管内の概況

福井健康福祉センターは県都である福井市と吉田郡永平寺町の1市1町が管轄区域です。(※注)

管内は、嶺北地方の中央部に位置し、管内人口は県内で最も多くなっています。福井市は業務管理機能が集積しており、技術、研究機能や文化、学習機能が集まるなど本県の都市機能の中核を担っています。また、当管内は、公的医療機関をはじめとする医療施設に恵まれた環境にあります。

管内産業は、福井市の都市部でサービス業を中心とする第三次産業の比率が高くなっており、周辺部では商工業や農林業が盛んです。また、日本海に面する沿岸部は越前加賀海岸国定公園に指定された風光明媚な地域であり、内陸部は大本山永平寺や一乗谷朝倉氏遺跡等名所旧跡に恵まれた土地柄でもあります。



※注 福祉業務の管轄区域は、永平寺町です。
(福井市は福井市福祉事務所の管轄になります)

※注 平成 18 年 2 月 1 日付けで旧福井市・旧足羽郡美山町・旧丹生郡越前村・旧丹生郡清水町が合併し「福井市」に、
2 月 13 日付けで旧吉田郡松岡町・永平寺町・上志比村が合併し「吉田郡永平寺町」となりました。

1 人口・世帯数、面積

(1)管内市町別面積、世帯および人口

平成26年4月1日現在

区分 市町別	面積 (km ²) a	世帯数 b	人口 (人)			人口密度 (km ²) c/a	世帯人口 c/b
			総数 c	男	女		
福井市	536.19	100,018	264,427	127,616	136,811	493.2	2.6
永平寺町	94.34	7,261	20,121	9,826	10,295	213.3	2.8
管内	630.53	107,279	284,548	137,442	147,106	451.3	2.7
福井県	4189.89	278,429	790,368	382,234	408,134	188.6	2.8
全国	377,961.73	55,952,365	12,714万人	6,182万人	6,532万人	336.3	2.3

※県内人口・世帯数:「県の人口と世帯(推計)」(福井県政策・統計課)

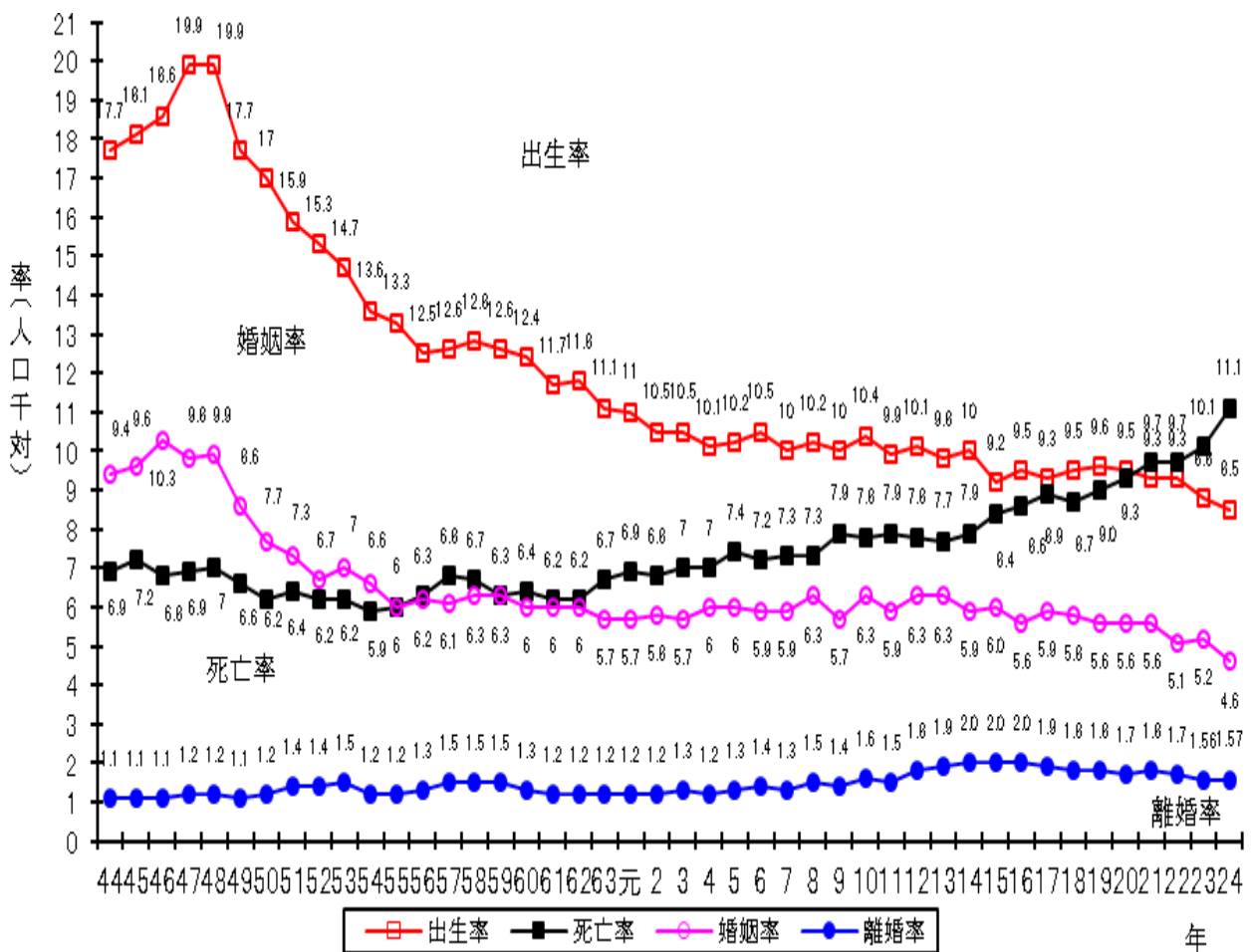
全国人口:「人口推計」(総務省統計局)

全国世帯数:「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(総務省自治行政局)(平成26年1月1日現在)

面積:「全国都道府県市区町村別面積調」(平成25年10月1日現在)(国土地理院)

2 人口動態(平成24年人口動態統計より)

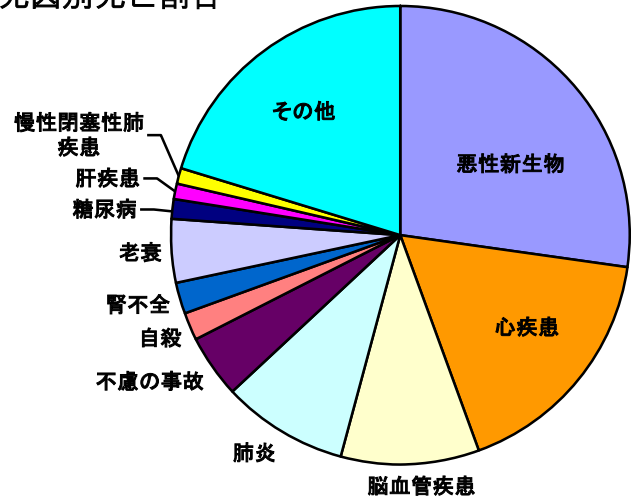
(1)管内出生・死亡・婚姻・離婚率



(2)管内死因別死亡数および構成割合(平成 24 年)
福井健康福祉センター管内

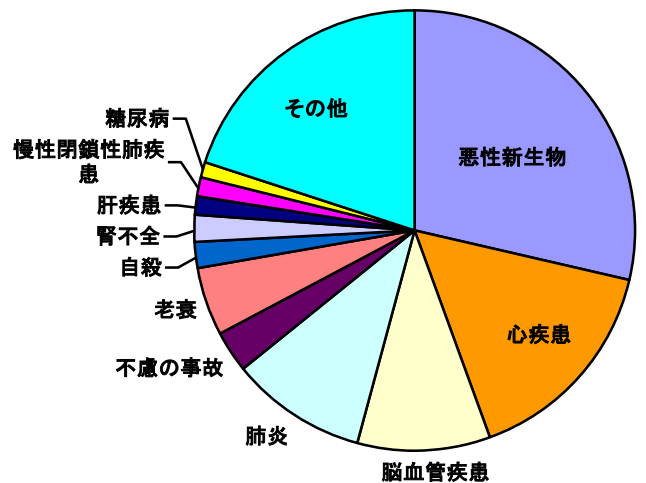
福井健康福祉センター管内	人数(人)	割合(%)
総死亡	2,845	100.0
1.悪性新生物	772	27.1
2.心疾患	491	17.3
3.脳血管疾患	279	9.8
4.肺炎	252	8.9
5.不慮の事故	121	4.3
6.自殺	57	2.0
7.腎不全	66	2.3
8.老衰	124	4.4
9.糖尿病	40	1.4
10.肝疾患	32	1.1
11.慢性閉塞性肺疾患	35	1.2
12.その他	576	20.2

管内死因別死亡割合

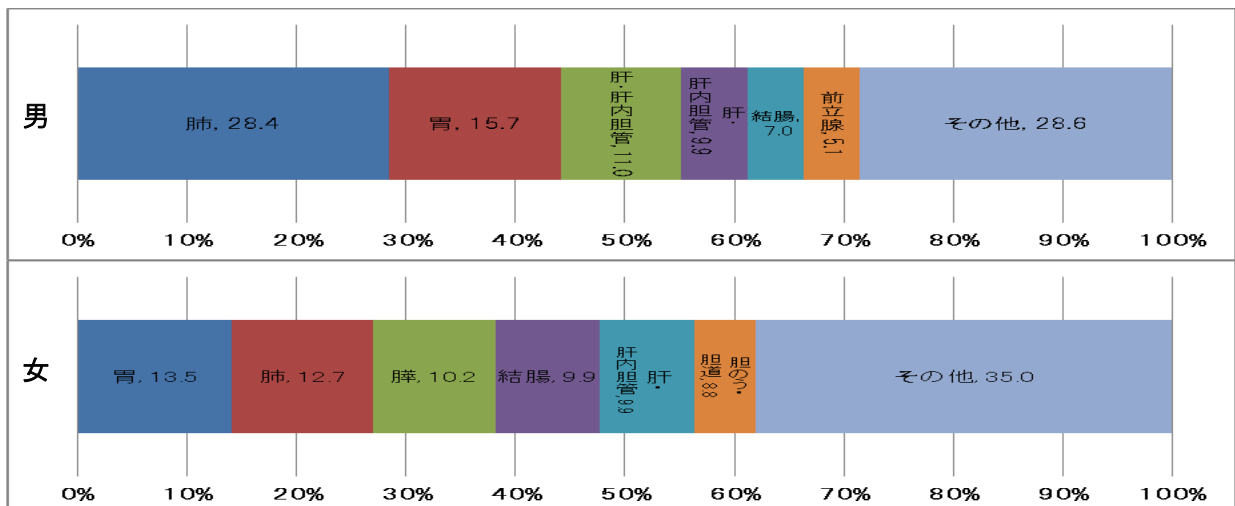


全国	人数(人)	割合(%)
総死亡	1,256,359	100.0
1.悪性新生物	360,963	28.7
2.心疾患	198,836	15.8
3.脳血管疾患	121,602	9.7
4.肺炎	123,925	9.9
5.不慮の事故	41,031	3.3
6.老衰	60,719	4.8
7.自殺	26,433	2.1
8.腎不全	25,107	2.0
9.肝疾患	15,980	1.3
10.慢性閉塞性肺疾患	16,402	1.3
11.糖尿病	14,486	1.2
12.その他	250,875	20.0

全国死因別死亡割合



管内悪性新生物部位別死亡割合



3 医務

医療施設数は、近年特に大きな変動はありません。病床数は若干減少傾向がみられます、これは平成 19 年 1 月の「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」等の施行に伴い、診療所も病床設置または病床数の増加に許可が必要となったこと、また、平成 20 年度から医療費適性化計画等に基づく療養病床の再編成が図られていることが一因と考えられます。

また、各医療機関は、対応することができる疾患や医師や看護師など医療従事者の配置状況など県に報告し、県ではこれらの情報を公表することが義務づけられています。この情報を「医療情報ネットふくい」として県のホームページに登載し、広く県民にお知らせしています。

医療施設および病床数

平成 26 年 4 月 1 日現在

項目 市町別	医療施設数			病床数					
	病院	一般診療所	歯科診療所	一般	療養	結核	精神	感染症	計
福井市	27	259	139	3,577	1,063	24	1,243	8	5,915
永平寺町	1	12	7	559	0	0	41	0	600
福井管内	28	271	146	4,136	1,063	24	1,284	8	6,515
福井県	70	595	294	7,614	2,528	49	2,298	16	12,801
全国	8,510	100,631	68,731	1,001,536	339,603	6,484	339,101	1,817	1,700,339

全国は平成26年3月31日現在

4 病院、診療所の立入検査

医療法第 25 条第 1 項の規定に基づき、病院、診療所が定められた人員、構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、科学的でかつ、適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的として立入検査を実施しています。

平成 24 年度から医療監査室を設置し、嶺北 4 保健所で行っていた立入検査業務を集約して嶺北全域の立入検査を実施しています。立入検査の対象施設としては、従来から行っている病院に加え、平成 24 年度から外来診療を行う診療所に対しても計画的に実施しています。

<実施頻度>

病院：1 回／年

有床診療所：1 回／3 年

無床診療所、歯科診療所：1 回／5 年

5 薬務

1 薬事関係施設の監視指導

薬事法に基づく許可・届出施設数は次表のとおりであり、管内の特徴としては、大手薬品会社の営業所となる卸売販売業が福井市に集中していることがあげられます。

薬局については、調剤事故の防止や患者に対する適切な情報提供の徹底を図るため、立入検査を実施し、薬剤師の配置、医薬品の安全管理等について指導をしています。なお、医薬分業を推進するため、監視時には、積極的な研修参加などにより薬剤師の資質向上、ならびに処方せん受け入れ体制の充実を図るよう指導しています。

また、医薬品販売業および医療機器販売(賃貸)業についても、医薬品等の品質管理や購入者に対する適切な情報提供の徹底を図るため、立入検査を実施し、薬剤師および登録販売者等必要な知識経験を有する者の配置、医薬品等の適切な管理などについて指導をしています。

さらに、医薬品、医薬部外品、化粧品および医療機器の製造・製造販売業への立入検査では、製造または輸入される医薬品等の有効性および安全性の確保を図るため、製造管理、原材料や製品の品質管理の徹底等について指導しています。

薬事関係施設数

平成26年4月1日現在

区 分	施 設 数				
	福 井 市	永 平 寺 町	管 内		
医 薬 品	薬 局 製 造 業	103	7	110	
	製 造 業	2	-	2	
	薬 局 製 造 業	17	-	17	
	製 造 販 売 業	第 1 種	-	-	0
		第 2 種	-	-	0
	薬 局	17	-	17	
	店 舗 販 売 業	66	6	72	
	卸 売 販 売 業	64	-	64	
	薬 種 商 販 売 業	2	-	2	
	特 例 販 売 業	-	-	0	
配 置 販 売 業	7	-	7		
医 薬 部 外 品	製 造 業	2	-	2	
	製 造 販 売 業	4	-	4	
化 粧 品	製 造 業	3	-	3	
	製 造 販 売 業	6	-	6	
医 療 機 器	製 造 業	14	-	14	
	修 理 業	37	-	37	
	製 造 販 売 業	第 1 種	3	-	3
		第 2 種	-	-	0
		第 3 種	9	-	9
	販 売 業	高度管理医療機器等	205	8	213
		管 理 医 療 機 器	685	13	698
賃 貸 業	高度管理医療機器等	88	3	91	
	管 理 医 療 機 器	13	-	13	

2 毒物劇物関係施設の監視指導

毒物及び劇物取締法に基づく登録・届出施設数は次表のとおりとなっています。

これらの施設に対し、毒物・劇物の流失等の事故防止や盗難防止、購入者に対する適切な情報提供の徹底を図るため、保健衛生上の見地から必要な取締りを行っています。

取締りは施設の立入が主で、毒物・劇物を保管陳列する施設が適切に管理され、譲渡時の書類は必要事項が記載されまた帳簿は保存されているか、さらに在庫量の定期的点検および量を把握する等、毒物劇物取扱責任者の業務履行等について監視しています。

毒物劇物関係施設数

平成26年4月1日現在

区 分		施 設 数		
		福 井 市	永 平 寺 町	管 内
毒販 劇売 物業	一 般	165	5	170
	農 業 用 品 目	23	5	28
	特 定 品 目	15	-	15
業取 務扱 上者	電 気 メ ッ キ 業	3	-	3
	金 属 熱 処 理 業	-	-	0
	運 送 業	3	1	4
毒 劇 物 製 造 業 者		12	1	13
毒 劇 物 輸 入 販 売 業 者		3	-	3
特 定 毒 物 研 究 者		6	1	7

3 薬物乱用防止対策

薬物乱用は、乱用者自身の精神や健康だけでなく、家庭内暴力などによる家庭の崩壊、傷害事件、さらには殺人にまで発展する危険性があり、全てを破滅へと引きずり込みます。

そのため、麻薬・覚せい剤・大麻等の薬物に対する正しい知識と薬物を乱用することによる悪影響について県民の認識を深め、薬物を拒絶する社会環境づくりを推進するため、薬物乱用防止指導員を中心に街頭キャンペーンや大学、高等学校および中学校等での薬物乱用防止教室等の啓発活動を実施しています。

薬物乱用防止指導員は、保護司、民生児童委員、学校薬剤師、防犯隊、職域防犯連絡協議会、少年警察協助力およびライオンズクラブの各団体から推薦された方々を県が委嘱しているもので、それぞれの地域や職域で薬物乱用防止に係る啓発活動を実施しています。

また、麻薬や向精神薬の薬物を治療目的で取り扱っている医療機関や薬局等の施設に対して、それらの適正使用や紛失・盗難防止の徹底を図るため、立入検査を実施し、麻薬等の保管管理等について指導しています。

4 血液事業

献血により得られた血液を原料とした血液製剤の国内自給の推進と、広く各県民各層に献血に関する理解と協力を求めるため、「愛の血液助け合い運動」や「はたちの献血キャンペーン」を中心に、街頭キャンペーン等の普及啓発活動を行っています。また、安全な血液製剤の確保を図るため、採血事業者へ立入検査を実施し、施設の衛生管理、採血した血液の品質管理の徹底等について指導しています。

献血状況は、従来の200ml献血から400ml献血および成分献血の占める割合が大きくなっています。少子高齢化に伴い、献血可能年齢者数が減少するため、若年層へ広報活動の一つとして、中学・高校で出前講座を開催しています。

移動採血車による献血状況

単位：人

年度別	市町別	福井県	福井市	永平寺町
平成22年度	目標	20,990	9,146	504
	実績	23,930	10,173	578
平成23年度	目標	23,310	10,256	671
	実績	24,337	9,570	625
平成24年度	目標	22,900	9,408	501
	実績	23,138	8,983	455
平成25年度	目標	23,450	8,502	519
	実績	23,940	9,581	430

5 骨髄ドナー登録推進事業

白血病、重症再生不良性貧血等の血液難病患者に対し骨髄移植の機会を増やすため、骨髄ドナー集団登録会や移動献血併行型骨髄ドナー登録会を実施しているほか、骨髄移植に関する普及啓発の各種事業を行っています。

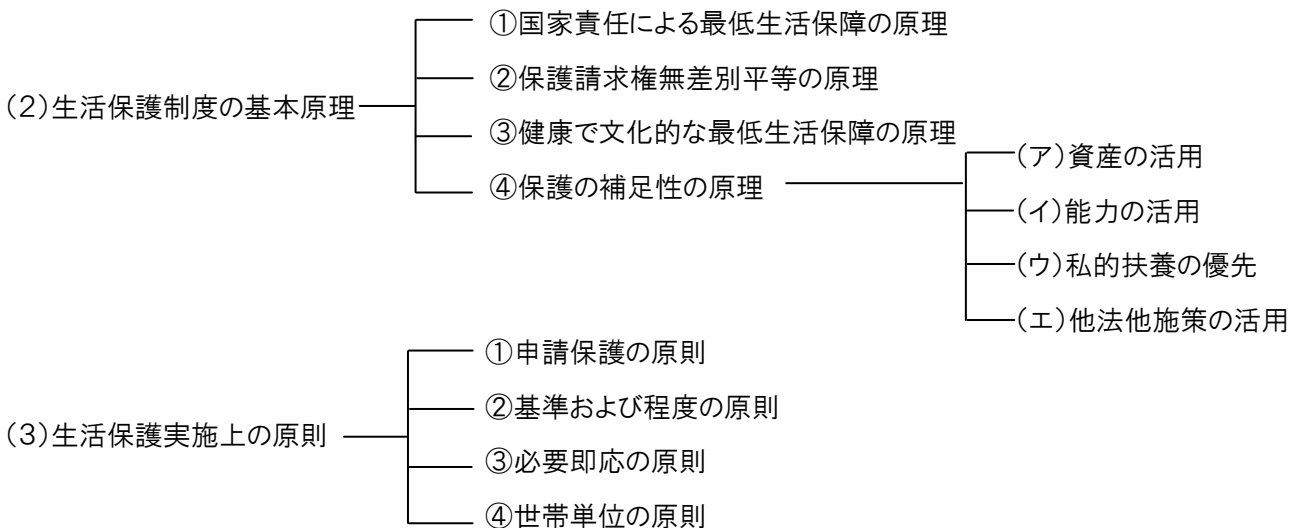
骨髄ドナー登録の条件は、骨髄提供の内容を十分に理解しており年齢は18歳以上54歳以下で健康及び体重が男性45kg以上／女性40kg以上の方となっており、一人でも多くの患者を救うために理解と協力を求めています。

6 生活保護

1 生活保護制度の概要

(1) 生活保護制度の目的

生活保護は、日本国憲法第 25 条に規定する理念により、昭和 25 年に制定された生活保護法に基づいて、生活に困窮する全ての国民に対して、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。



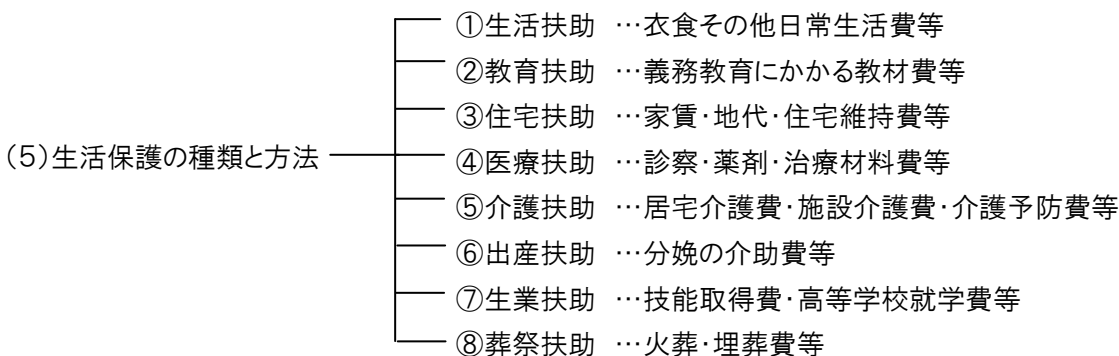
(4) 保護の要否

保護が受けられる場合

最低生活費	
収入	保護費

保護が受けられない場合

最低生活費
収入



2 実施状況

管内における生活保護受給者は、10年前の平成15年度には26世帯30人でしたが、平成25年度は33世帯39人に増加しています。(いずれも当該年度の平均)

今後も、ひとり暮らしの高齢世帯の増加等により、要保護者は増えていくものと思われます。

管内の被保護世帯は、高齢者、傷病者・障害者がほとんどであることから、これらの世帯の生活実態、病状の把握に努め、町、民生委員、医療機関、介護サービス事業所等と密接な連携をとりながら、適切な援助方針を立て、指導援助の充実を図っています。

また、稼働年齢層であって傷病・障害がないにもかかわらず、稼働能力が十分に活用されていない被保護者に対しては、就労意欲の喚起を図り、福井公共職業安定所が実施する生活保護受給者等就労自立促進事業の活用を図る等、経済的自立への支援を行っています。

被保護世帯の構成人員の状況(永平寺町内)

平成26年4月1日現在

区 分	1人	2人	3人	4人	5人	6人	計
世 帯 数	27	6	0	0	0	0	33
構成比(%)	81.8	18.2	0.0	0.0	0.0	0.0	100

年齢区分別被保護人員(永平寺町内)

平成26年4月1日現在

区 分	幼少年年齢層			稼働年齢層				高齢年齢層			計
	0 ～ 5 歳	6 ～ 14 歳	小 計	15 ～ 19 歳	20 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	小 計	65 ～ 69 歳	70 歳 以 上	小 計	
人 員 数	0	0	0	0	10	8	18	5	16	21	39

被保護世帯の世帯類型の状況(永平寺町内)

平成26年4月1日現在

区 分	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他の世帯	計
世 帯 数	16	0	12	5	33
構成比(%)	48.5	0.0	36.4	15.2	100

7 児童福祉

児童福祉法では、すべての国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、育てられるよう努めるとともに、児童の生活を保障し、愛護しなければならないと定めています。

1 児童福祉の主な施策

(1) 家庭および地域における児童の健全育成

家庭相談員の配置

母親クラブ等の地域組織の育成

(2) 保護を要する児童の相談

身体または知的発達機能に障害のある児童、養育環境等に課題のある児童、反社会的または非社会的行動のある児童、虐待を受けたと思われる児童の相談

保育所在所者状況(永平寺町内)

平成 26 年 4 月 1 日現在

保育所数	年齢別入所者数						計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	
8	20	86	126	133	123	144	632

児童館等の設置状況(永平寺町内)

平成 26 年 4 月 1 日現在

児童館数	母親クラブ		子育て支援センター数
	箇所数	会員数	
3	10	581	3

(3) 子育て支援および児童虐待防止に関する普及啓発

当センターでは、地域の子育てマイスター(子育てに関する悩みや不安に関する相談員として県に登録されている有資格者の方)や子育て支援センター職員等を対象とした研修会を年1回実施しています。

また、主任児童委員や保育士等を対象とした児童虐待防止専門研修会を年2回(うち1回は嶺北地区の健康福祉センター合同で)実施しています。研修会では、児童虐待防止ハンドブックの配布等も行っています。

2 家庭相談員の配置

家庭は、児童を健全に育成するための基盤ですが、近年の家庭を取り巻く環境は、出生率の低下、核家族化、女性の社会進出など、大きく変化してきています。

また、地域の連帯感や人間関係の希薄化や、家庭養育機能の脆弱化が子どもの健やかな成長に影響を与えないかが懸念されています。

このため、当センターでは、家庭相談員を配置し、地域の関係機関と連携をとりながら、家庭や児童に対して次のような支援を行っています。

(1) 家庭児童相談業務

相談に来られる家族や児童に対して、助言指導を行い、児童相談所・こども療育センターなどの専門機関を紹介しています。

また、専門機関が関わった後も、時々実情を把握し、地域とのつながりが失われないように努めています。

(2) 子育て支援および児童の健全育成に関する業務

地域の子育て支援センター等に出向き、相談を受け、助言等を行っています。

育児不安や家庭不和から子どもの虐待に至るのを未然に防ぐため、町の児童家庭相談窓口と連携しながら、幼児健診の場等において実情を把握し、子育て支援の場を積極的に活用すること等の助言を行っています。

また、主任児童委員等の協力を得ながら、家庭訪問も行い、子育てに関する支援を行っています。

(3) 児童虐待に関する業務

地域に出かける様々な機会をとらえ、児童虐待の未然防止や早期発見に努めています。

また、当センターは、市町・児童相談所と同様に、児童虐待の通告先となっています。

虐待を受けたと思われる児童について通告または相談を受けた場合は、市町の「要保護児童対策地域協議会」の一員として、助言指導や児童相談所への送致等の早期対応に努めています。

8 心身障害者(児)福祉

障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、平成18年度に「障害者自立支援法」が施行されました。これにより、障害福祉サービスは、障害種別(身体・知的・精神)を超えた一元的な内容とされ、サービス提供主体も市町に一元化される等の改正が行われました。

また、平成24年6月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とするとともに、障害者の範囲に難病等を加えること、重度訪問介護の対象を拡大すること等を内容として、平成25年4月から施行されています。

1 身体障害者(児)福祉

身体障害者(児)の自立と社会経済活動への参加を促進するため、援助と必要な保護を総合的に実施しています。健康福祉センターはその一環を担っています。

(1)身体障害者手帳の交付

補装具、各施設入所などの各種援助を受ける場合や、税の減免、鉄道運賃の割引などのサービスを受ける場合の身体障害者の証票として交付しています。

健康福祉センター別身体障害者手帳所持者数

平成26年3月31日現在

健康福祉センター名	福井	坂井	奥越	丹南		二州	若狭	合計
				丹生	武生			
人数	13,871	5,907	3,728	4,760	4,712	4,972	3,300	41,250

管内障害等級別身体障害者手帳所持者数(福井市・永平寺町内)

平成26年3月31日現在

	重度障害者		3級	4級	5級	6級	計
	1級	2級					
視覚	330	268	74	64	115	92	943
聴覚・平衡	64	251	149	270	9	513	1,256
音声・言語・そしゃく	20	11	67	46			144
肢 体	1,472	1,442	1,798	2,177	594	339	7,822
内 部	2,082	78	838	708			3,706
計	3,968	2,050	2,926	3,265	718	944	13,871

(2)特別障害者手当等の支給

身体または精神の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の最重度障害者については、その負担を軽減する手段として各種の手当を支給しています。

特別障害者手当等の受給者数(永平寺町内)

平成 26 年 3 月 31 日現在

手当の名称	手当の額	永平寺町	福井県	備考(額の改定 平成 26 年 4 月～)
特別障害者手当	26,080 円/月	19	574	26,000 円/月
障害児福祉手当	14,180 円/月	10	392	14,140 円/月
経過的福祉手当	14,180 円/月	0	21	14,140 円/月

(3)福祉のまちづくり

障害者や高齢者等を含む全ての人が、自らの意思で自由に社会生活活動に参加できるよう、県では「福祉のまちづくり条例」により、公益的施設のバリアフリーを推進しています。

「福祉のまちづくり条例」適合証交付施設数

平成 9 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

機関名 (所管区域)	医療施設	社会福祉 施設	商業施設	教育施設	集会施設	公益事業 施設	共同住宅 その他	合計
当センター(永平寺町)	1	4	0	1	2	1	0	9
福井市	14	47	31	1	9	8	18	128
福井県計	63	204	124	11	54	22	81	559

(4)ハートフル専用パーキング利用証制度

公共施設やショッピングセンターなどの身体障害者専用駐車場の適正利用を進めるため、県では平成 19 年 10 月から県内共通の「ハートフル専用パーキング(身体障害者等専用駐車場)利用証」を交付しています。

利用証交付数・協定施設数 平成 26 年 3 月 31 日現在

	福井市・ 永平寺町内	福井県
利用証交付数	2,426	7,766
協定施設数	265	845

2 知的障害者(児)福祉

近年、従来の施設中心から在宅福祉が強く求められるようになり、知的障害者が地域で生活を送るための各種施策が整備されています。それらのサービスを受ける場合の知的障害者の証票としての療育手帳は、現在、福井県総合福祉相談所で交付しています。

*療育手帳の効用

①診断書の省略ができる支援制度

国税、地方税の諸控除、特別児童扶養手当制度、心身障害者扶養共済制度

②手帳の取得を条件としている支援制度

自動車税の減免、重症心身障害児(者)福祉手当制度、医療無料化制度、利子非課税

9 高齢者福祉

高齢者福祉の状況

福井県内の高齢(65歳以上)人口は、平成25年10月1日現在211,981人で、高齢化率(高齢人口が総人口に占める割合)は、26.9%に達しています。

管内(永平寺町内)の高齢人口は、5,252人、高齢化率は、26.1%であり、県平均よりはやや下回っていますが、高齢化率は、県平均と同様に、年々高まっています。(平成25年10月1日現在。福井県の推計人口)

平成12年度からは、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして介護保険制度が実施されています。

また、平成20年度からは、高齢世代と若年世代の負担の明確化等を図る観点から、後期高齢者医療制度が実施されています。

平成24年8月には、社会保障制度改革推進法が成立し、併せて、公的年金制度等の一部改正法も成立しました。社会保障制度改革推進法では、持続可能な社会保障制度の確立を図るために、公的年金制度、医療保険制度、介護保険制度、少子化対策に関する改革の基本方針が定められ、これらの改革について審議する社会保障制度改革国民会議が設置されました。

平成25年8月6日には、社会保障制度改革国民会議の報告書がとりまとめられ、これに基づき、改革の全体像や進め方を明らかにする法案が提出され、平成25年12月に成立しました。

10 女性福祉

婦人保護事業は、当初、「売春防止法」に基づいて実施されてきましたが、女性をとりまく状況は、社会情勢の変化とともに、大きく変わってきています。

女性の相談も、家庭不和や離婚等に伴う精神的、経済的問題に関するものが増加してきています。

特に近年は、夫や親しい人からの暴力が大きな問題となり、平成 13 年に、「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が施行されました。

その後、平成 19 年には、DV被害者の保護命令制度等を拡充するための法改正が行われました。

また、平成 25 年の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及び被害者に準じて、法の適用対象とされることとなりました。

配偶者からの暴力は、個人の尊厳を脅かす重大な人権侵害です。

福井健康福祉センターでは、DV被害者に対して、女性相談員が関係機関と緊密な連携をとりながら、必要な相談・援助にあたっています。

なお、関係機関の職員を対象に、DVに関する制度の理解促進、相談対応の技術向上等を図るために、DV事例検討会を年1回開催しています。

<配偶者からの暴力に関する相談機関>

・配偶者暴力被害者支援センター

福井県生活学習館(ユウ・アイふくい)

福井県総合福祉相談所女性相談課

各健康福祉センター

・その他の機関

福井県警察本部警察安全相談室

各警察署

福井県人権センター

福井地方法務局人権擁護課

公益社団法人福井被害者支援センター

11 母子・父子・寡婦福祉

近年の離婚率の急増など、母子、父子家庭をめぐる諸状況の変化とともに、これらひとり親家庭の抱えている問題は、その多くが複雑に重なりあっています。

このような状況に対して、健康福祉センターでは、母子自立支援員が母子・父子・寡婦のあらゆる相談に応じ、精神的、経済的自立に必要な助言指導を行っています。

母子・父子・寡婦の福祉対策(制度によっては、対象の範囲・所得制限があります)

(平成26年4月現在)

項目	内容
児童扶養手当	父または母と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(政令で定める程度の障害の状態にある場合は20歳未満の児童)を監護する母、または監護し、かつ、生計を同じくする父、もしくは父母にかわってその児童を養育している方に支給されます。
ひとり親家庭等医療費助成事業	20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母と子、父子家庭の父と子、そして一人暮らしの寡婦の医療費が無料になります。
母子寡婦福祉資金貸付金	母子家庭および寡婦の経済的自立の助成と、生活意欲の助長を図り、併せて児童の福祉を増進するために資金を貸付けます。
交通災害等遺児就学支度金	生計を同一にしていた父、母、または後見人を交通災害等により失った遺児の保護者の方に支給されます。
母子家庭等自立支援給付金	<p>○母子家庭等教育訓練給付金制度 母子家庭の母または父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するもので、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していない方が、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練等を受講し、修了した場合、経費の40%(8,001円以上20万円を上限)が支給されます。</p> <p>○高等職業訓練促進給付金 母子家庭の母または父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、2年以上養成機関等で修業する場合に、修業期間の全期間(平成25年度入学者は2年を限度とする)「高等職業訓練促進給付金」が支給されます。また、修業期間の終了後、「高等職業訓練修了支援給付金」が支給されます。</p>
ひとり親家庭児童の学習支援	ひとり親家庭となり家庭環境が変化した児童・生徒をサポートし、義務教育の段階から学習意欲の低下を防ぐため、学習ボランティアによる学習の支援を行います。

12 民生委員・児童委員

民生委員は、地域住民の福祉向上のための助言、情報提供等の自主的な活動や福祉事務所等の関係行政機関への協力活動を行う民間奉仕者であり、知事の推薦により厚生労働大臣から委嘱されています。(平成 25 年 12 月 1 日改選、任期 3 年)

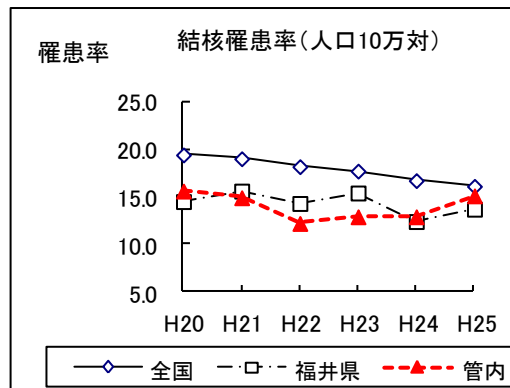
児童委員は、民生委員が兼ねており、児童等の福祉向上のための情報提供、指導等の活動を行っています。

主任児童委員は、児童委員の中から厚生労働大臣により指名された者が委嘱されており、児童委員の活動への援助・協力等を行っています。

今日、少子・高齢社会の到来により、地域における福祉ニーズは複雑・多様化しており、民生委員・児童委員は、地域住民の最も身近な相談相手、支援者としての役割を一層発揮することが期待されています。

13 結核予防

平成20年以降結核新登録患者数は増減を繰り返していましたが、平成25年は新登録患者43名、罹患率15.1と、平成24年に比べ増加しています。さらに、新登録患者のうち70歳以上が占める割合は、平成24年56.8%(21名)から平成25年67.4%(29名)と増加し、ますます高齢化が進んでいます。今後、高齢者やその家族、サービス提供事業所等への結核予防についての普及啓発が重要となっています。



平成19年4月1日より総合的な感染症予防対策を推進するために結核予防法が廃止され、新たに二類感染症「結核症」として「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」へ統合されましたが、いまだに結核が主要な感染症である現実を踏まえ、結核に関する特定感染症予防指針や福井県感染症予防計画に基づき、発生の予防及びまん延の防止にむけ、良質かつ適正な医療の提供、正しい知識の普及啓発等、結核対策の一層の充実を図る必要があります。

1 結核定期健康診断および予防接種

現在の結核のまん延状況にかんがみ、市町が実施する乳幼児BCG接種・一般住民定期健診および各事業所長が行う定期健診実施状況を把握し、発生の予防及びまん延の防止に取り組んでいます。特に、発症のリスク等に応じた効率的な健診を指導しています。

2 結核定期外健康診断(家族・接触者健診、管理検診)

結核患者発生届受理後、患者家族や接触者への迅速な訪問・面接調査を行い、調査結果に基づき、的確に健康診断を実施することにより、新たな感染者および発症者の早期発見を行うことで、感染拡大の防止に努めています。

また、治療終了者の再発の早期発見および治療拒否・中断者の病状悪化の早期発見や受療復帰への指導を目的として、管理検診を実施しています。

3 結核医療の適正化

平成19年4月1日から新たに福井県感染症診査協議会結核部会を設置し、発症のリスク等に応じた適正な医療を提供することに努めています。特に、入院治療を要する結核患者に対しては、診査協議会にて入院勧告、就業制限の要否について審査し、人権を尊重した確実な医療の提供を図っています。また、平成24年10月からは従来のエックス線フィルムに代わり、大型液晶モニターを導入し、医療機関との連携に一層配慮したより質の高い診査会となっています。

4 結核患者地域DOTS(直接服薬確認療法)事業

結核患者の治療中断を防止し、治療終了に導くための服薬支援を行うことで結核の再発や感染の拡大、薬剤耐性の出現を防止することを目的に平成17年4月から地域 DOTS 事業を実施しています。平成24年4月からは、全結核患者を対象とし、リスクアセスメント票を見直し、定例 DOTS カンファレンスの開催など、支援体制を整備しながら結核患者の支援を行っています。

- ・対象者 全結核患者
- ・事業内容

(1)服薬支援と治療状況の把握

- ①患者訪問
- ②地域DOTS個別支援計画の作成・決定
- ③DOTSカンファレンスの実施
- ④地域DOTSによる服薬支援の実施

定例DOTSカンファレンス

医療機関名	開催日時
福井県立病院	毎月第4火曜日 午後4時30分から
福井赤十字病院	毎月第1金曜日 午後4時から
福井県済生会病院	毎月第2水曜日 午後3時30分から

(2)コホート検討会の実施

前年度に登録された患者のうちのDOTS 対象者に対して治療成績の評価および治療中断・失敗例についての検討を行い、DOTS 実施方法や患者支援の評価を行っています。

評価項目とその目標値

項 目		目標値
全結核患者へのDOTSカンファレンス実施率		100%
全結核患者に対するDOTSの実施率		95%以上
全結核患者に対する治療失敗脱落率		5%以下
本人への2週間以内の初回面接実施率		100%
毎月の受療状況把握率		100%
菌検査結果の把握 (潜在性結核感染症患者を除く)	毎月の塗沫または培養結果把握率	100%
	同定検査結果の把握率	100%
	薬剤感受性検査結果の把握率	100%

5 結核の普及啓発

結核予防週間にセンターにおける展示や PR および各市町・学校・社会福祉施設・事業所・医療機関等にポスター、リーフレットの配布をしています。また、各種研修会等あらゆる機会を通じて結核予防の知識の普及に努めています。

14 感染症予防

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」は、平成 11 年 4 月 1 日に施行され、最近では平成 25 年 4 月 1 日に、五類感染症に「侵襲性インフルエンザ菌感染症」等が追加されるなどの一部改正がありました。また、平成 25 年 5 月 6 日には鳥インフルエンザ A(H7N9)を、平成 26 年 7 月 26 日には、中東呼吸器症候群(MERS)を指定感染症として定める等の政令が公布され、平成 25 年 10 月 14 日には届出基準の一部改正があり、感染症の分類は下記のとおりとなりました。

感染症届出疾患一覧

26. 7. 26現在

	分類	対象疾患	届出
診断後 直ちに 届け出る 感染症	1類 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	診断した医師
	2類 感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ(H5N1)	
	3類 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス	
	4類 感染症	E型肝炎、ウエストナイル熱、A型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサヌル森林病、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、サル痘、重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る)、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、炭疽、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9を除く)、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ボツリヌス症、マラリア、野兎病、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱	

	新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ	
	疑似症	<p>摂氏38℃以上の発熱及び呼吸器症状(明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く)</p> <p>若しくは、発熱及び発しん又は水疱(ただし、当該二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症患者の症状であることが明らかな場合及び発熱及び発しんを呈するが感染症法の対象外の感染性疾患であることが明らかな場合を除く)</p>	
	指定感染症	鳥インフルエンザ(H7N9)、中東呼吸器症候群(MERS)	
診断後 7日以内に 届け出る 感染症	5類感染症	<p>(全数報告)</p> <p>アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎(E型及びA型肝炎を除く)、急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介性脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く)、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、先天性風しん症候群、梅毒、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、風しん、麻しん</p>	診断した医師

	<p>(定点把握)</p> <p>RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、百日咳、ヘルパンギーナ、流行性耳下腺炎、インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)、急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症、感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)、クラミジア肺炎(オウム病を除く)、細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く)、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、薬剤耐性アシネトバクター感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症</p>	<p>指定の医療機関 (定点)</p>
--	---	-------------------------

1 感染症発生時の対応

感染経路等の究明と共に、感染拡大の防止を目的に、迅速な対応を行います。

医師からの感染症発生届を受理後、必要に応じ、発症までの行動や職業・家族構成等や食事内容の調査など、疫学調査を実施します。

また、感染症の起因となる病原体の特性等により、入院勧告、消毒命令、就業制限、接触者(家族、友人、グループなど患者本人が身近に接した方)の健康診断、二次感染予防の保健指導を行い、拡大防止を図ります。

2 感染症発生動向調査の実施

感染症の発生情報を正確に把握し、そのデータを分析し、県民や医療関係者に情報の提供・公開をしています。全数届出対象疾患はその都度、定点把握対象疾患(5類感染症のうち26疾患)は、週単位、月単位に患者数を報告してもらい、入力します。福井県衛生環境研究センターが集計分析を行った結果を市町・医療機関など関係機関に還元し、予防対策に役立てています。

管内で流行している感染症については、警報を発すると共に、当センターのホームページにも予防方法も含めて掲載し、注意を呼びかけています。さらに、必要に応じ感染症の原因となるウイルスの流行を明らかにして予防に役立てるための病原体検査を実施します。

3 普及啓発

ホームページに掲載、市町の広報、関係機関へのリーフレットの配布、各種団体への講義など様々な機会を通して、感染症予防と蔓延防止の知識の普及に努めています。

4 ライフステージ別感染症予防教室の開催

感染症・結核・エイズ予防の普及啓発を図るための研修会を開催します。また、定期的に高齢者・障害者福祉施設や保育園等の職員を対象とし、施設内で感染症が発生した際の感染拡大防止に関する研修会等を開催します。

5 定期予防接種実施状況の把握

感染症の予防と蔓延防止のために、市町が主体となって予防接種を行っています。予防接種は平成 6 年の法改正により、義務から勧奨接種となり、接種方法は集団接種から個別接種へと推進しています。当センターでは、管内の定期予防接種実施状況を把握し、感染症予防の対策に役立てています。

また、平成 26 年 10 月より予防接種法の一部が改正され、水痘ワクチン及び高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチンが定期接種に追加されました。

6 感染症に関する連携会議の開催

感染症の発生時は、センターを中核的機関とし、専門的知識と技術を持つ職員が、疫学調査を行い、まん延防止を図るとともに、地域住民への啓発等を行っています。また、水害等の災害発生時には、センターが対策を実施するのみならず、住民に身近な市町が、地域住民と協力し、汚染された場所の消毒等の感染症対策を実施することになります。

これらの危機に備えるために、日頃からセンターと市町が緊密に連携して、緊急時の対応等を確認しておく必要があります。また、担当者が日頃から緊密な関係を築き、平時および緊急時の感染症対策を円滑に行うために、連携会議を開催しています。

7 エイズ予防対策

(1)エイズ相談

エイズ予防対策として、面接相談や電話相談(随時)を実施し、感染防止のための正しい知識の説明や感染に対する不安の解消に努めています。面接相談および HIV 抗体検査は、毎月第2以外の月曜日の午後と毎月第4火曜日の夜間に実施し、平成19年度からは、毎月第2月曜日に迅速検査を実施しています。

当センターの相談検査件数の約4分の3が20～30歳代で、若い世代が多く受検しています。また、当センターの相談検査件数は、県全体の約6割を占めており、そのうち、約4割は管外の受検者です。平成18年に創設された HIV 検査普及週間や世界エイズデー時のイベント検査および夜間検査の定着及び迅速検査の導入により一時検査数の増加がみられたものの、近年は減少傾向にありましたが、平成25年度は増加に転じました。

(2)エイズ予防啓発事業

エイズを含めた若年層の性感染症について、各関係機関との情報交換、連携により予防啓発の充実を図っています。

平成19年度からは、大学・高校を中心とした学校との連携により、大学祭における迅速検査やパネル展示、学校へ出向いての衛生教育を実施しています。

15 肝炎対策

肝炎ウイルス患者および感染者数はB型肝炎、C型肝炎合わせて全国で 300 万人以上とも推定されています。ウイルス性肝炎は国内最大級の慢性感染症で、早期に感染を発見し、適切な治療を行うことが重要です。

1 肝炎ウイルス相談・検査

肝炎の蔓延防止を目的に、平成 13 年 5 月からエイズ相談日に合わせて 40 歳以上の希望者に対しB型肝炎、C型肝炎のウイルス検査を実施しています。平成 18 年 10 月からはC型肝炎ウイルス検査、平成 19 年 4 月からはB型肝炎ウイルス検査について、年齢制限が撤廃されました。

平成 23 年 5 月 16 日からは、毎月第 1, 3, 4, 5 月曜日の午後、第 2 月曜日の午前、第 4 火曜日の夜間に、B型・C型肝炎ウイルス検査を無料で実施しています。また、電話相談は随時実施しています。

肝炎ウイルス相談・検査件数(肝炎治療特別促進事業に関する相談含む) 平成 25 年度分

相談件数		検査件数			
HBS	HCV	平日		夜間	
		HBS	HCV	HBS	HCV
612	448	194	194	92	92

2 肝炎治療特別促進事業

B型肝炎およびC型肝炎は、インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療によって、肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患です。しかし、インターフェロン治療は、月額の治療費が高額であり、核酸アナログ製剤治療は累積の治療費が高額になります。

そのため、平成 20 年 4 月に、肝炎の早期治療を促進し、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止を図ることを目的として、インターフェロン治療への医療費助成が開始されました。

平成22年 4 月1日の制度改正により、自己負担額が引き下げられ、B 型肝炎の核酸アナログ製剤治療が助成の対象になるとともに、医学的にインターフェロン再治療が有効と認められ、一定条件を満たすものについては、2 回目の制度利用が可能となり、より治療が受けやすくなりました。

また、平成24年1月にはC型慢性肝炎に対する「ペグインターフェロン、リバビリンおよびテラプレビルによる3剤併用療法」、平成25年12月には「ペグインターフェロン、リバビリンおよびシメプレビルによる3剤併用療法」が助成対象に追加されています。

肝炎治療受給申請数(受給決定者数) 平成 25 年度

	管内	福井県
インターフェロン(3剤以外)	21	65
3剤併用療法	(テラプレビル) 5 (シメプレビル) 15	(テラプレビル) 22 (シメプレビル) 41
核酸アナログ製剤(新規)	29	72
核酸アナログ製剤(更新)	141	368
合計	211	568

16 在宅医療

国では、超高齢化社会を迎えるにあたり、病気等になっても自宅等住み慣れた環境で療養ができ、自分らしい生活が送れるよう在宅医療・介護の提供体制の構築を推進しています。

県のアンケートによりますと、県民の4割は病気などで最期を迎えることになった場合、自宅等の住み慣れた生活の場での療養を希望しています。しかし、在宅での死亡の割合は全国に比べ低く、医療施設等における死亡率が高い現状です。また、在宅医療についての知識も少ない現状にあります。

そのため、在宅医療の推進には、地域における医療・介護の関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するとともに、住民への在宅医療の普及啓発が必要となっています。

平成25年3月に策定された第6次福井県医療計画の第11章在宅医療では、施策の基本的方向として、在宅医療推進体制の整備、在宅医療環境の整備、地域住民への在宅医療の普及啓発が示されています。

1 在宅医療推進にかかる住民向け普及啓発事業の実施

在宅医療に関する知識の向上や不安の解消を図るため、医師会、薬剤師会、訪問看護ステーション連絡協議会などの協力を得て、市町とともに在宅ケア講習会を開催しました。在宅医療・介護の現状や、具体的なサービス内容、実際の利用事例等を多くの方に伝えて、住み慣れた我が家での在宅医療・介護に関する理解を深めました。平成25年度は、福井市で6回367人、永平寺町で1回42人の住民の参加がありました。

2 多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業の実施

在宅医療・介護に携わる多職種が、チーム医療のなかでお互いの役割を理解し連携を円滑に進めることを目的に、管内医師会、薬剤師会、地域包括支援センター、病院の地域連携担当者、介護サービス事業者連絡会、市町の参加協力を得て、顔の見える関係づくりの機会を設けました。

地域包括支援センター単位に分かれて、多職種が事例を踏まえて意見交換し、それぞれの職種の役割について理解を深めました。

3 福井地域医療連携体制協議会在宅部会の開催

在宅医療体制の整備や、医療と介護の連携推進を図るための検討の場として、地域医療連携体制協議会在宅部会を設置しました。

管内医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院の地域医療連携室、在宅ケア関係機関、市町担当課などの代表者16名に出席いただき、地域住民向け在宅医療・介護に関する普及啓発や、多職種協働による在宅医療・介護を担う人材育成、連携体制の構築などについて協議をしました。ここでいただいた意見を参考に、事業を企画・実施しました。

4 福井地域医療連携体制協議会の開催(第6次福井県医療計画の推進)

第6次福井県医療計画が策定され、平成25年度からは、当センターが関係する各事業の施策の基本的方向により、各事業と在宅医療の推進を実施しています。

協議会では、管内医師会、歯科医師会、薬剤師会、急性期医療機関、市町担当課の代表者 12 名に委員として出席いただき、福井地域における医療計画関連主要事業として、がん対策、歯科医療、感染症対策、在宅医療への取り組みについて平成 25 年度の実施報告を行いました。また、県長寿福祉課からは在宅医療関連施策の実施状況について、県地域医療課からは社会保障制度改革(医療提供体制の整備)について報告がありました。各事業の推進やその方向性などについて御意見をいただき、平成 26 年度以降の事業実施の企画に役立てました。

また、地域の実情に応じた在宅ケア体制整備事業は、平成 26 年度以降県下全市町が主体となり実施することが、県長寿福祉課から報告されました。

17 生活習慣病対策

1 生活習慣病

高齢化の急速な進展に伴い疾病構造も変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合は増加しています。また、死亡原因でも約 6 割を占め、医療費に占める割合も国民医療費の約 3 分の 1 となっています。

生活習慣病の中でも、特に心疾患、脳血管疾患等の発症の重要な危険因子である糖尿病、高血圧、脂質異常症等の有病者やその予備群が増加しています。また、その発症前の段階であるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)が強く疑われる者と予備群と考えられる者を合わせた割合は、平成 18 年に実施した県民健康・栄養調査では、男性で 41.0%、女性で 16.6%という結果でした。(平成20年国民健康・栄養調査による全国値：男性47.2%、女性 18.9%)

食生活、運動、喫煙などの生活習慣を改善するための住民へのアプローチは、今後、より一層重要になってきます。

2 特定健康診査・保健指導

平成 20 年 4 月 1 日から老人保健法は廃止され、高齢者の医療の確保に関する法律により、医療保険者(国保・被扶養者)に対し、40～74 歳の加入者(被保険者・被扶養者)を対象とする内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査・保健指導の実施が義務付けられました。

ポピュレーションアプローチとして、「メタボリックシンドローム」の概念を導入し、予防の重要性に対する理解促進を図るとともに、ハイリスクアプローチとして、生活習慣病予防に向けた医療保険者の役割を明確にし、保険者が主体となって実施されています。

健康福祉センターとしては、効果的な事業が行われるよう、研修会の開催や関係者間の意見交換会などを行い、情報提供を行っていきます。

3 がん予防推進

がん検診は、がんを早期発見し、適切な治療を行うことで、がんの死亡率を減少させることができる確実な方法で、現在市町、および職域で実施しています。がん検診が死亡率減少に効果を挙げるためには、50%以上の受診率を確保することが必要であるとされており、第 1 次福井県がん対策推進計画において、平成 24 年までにがん検診受診率が50%を超えることを目指し、さまざまな対策を進めてきました。これに伴い、県下では、平成 22 年度には、個別の医療機関でもがん検診を受診できる体制を整備し、受診券や無料クーポンの発行および未受診者に対する電話勧奨等の実施、さらに平成 23 年度からは、受診機会の少ない小規模事業所で居住地が発行する受診券を使用した子宮頸がん・乳がん・大腸がんの出前検診を実施し、連続的にがん検診受診率は上昇しましたが、目標達成には至りませんでした。

第二次計画(平成 25～29 年度の 5 年間)の重点目標には「がんによる死亡者の減少」、「がん検診受診率 50%超」、「喫煙率の減少」を掲げ、特に、がんの罹患率も高く、家庭生活や社会への影響も大きい働き盛りの年代に、がん検診を重点的に実施しています。

また、健康福祉センターでは、受診率アップに向けて、母の日、父の日などにショッピングセンター等で県内一斉の記念日キャンペーンの実施や「福井地域・職域連携推進 2 次医療圏等協議会」を設置し、地域保健と職域保健の関係機関が、がん検診等の健診事業や健康づくりに関する体制について、情報共有を図り、協働したがん検診の普及啓発、受診勧奨に努めています。

4 禁煙推進

平成 15 年 5 月の健康増進法の施行に伴い、各病院・映画館・百貨店等公共の場・職場における受動喫煙防止対策を積極的に呼びかけてきましたが、平成 17 年 2 月 27 日には、保健分野における初めての多数国間条約である「たばこ規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効され、平成 19 年には「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が締約国会議で採択されるなど、わが国も条約の締結国として、たばこ対策の一層の推進が求められています。

国において、平成 21 年 3 月に「受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書」が取りまとめられ、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきとする、基本的な方向性が示されました。また、平成 23 年 10 月に「受動喫煙防止対策助成制度」が創設され、喫煙室の設置等に対する助成金の支給、技術的支援が開始されました。「受動喫煙防止対策の徹底」に必要な措置の具体的な内容、留意点等について、平成 24 年 10 月に示されましたが、施設利用者が喫煙場所からたばこの煙の暴露を受ける事例の指摘により、平成 25 年 2 月に受動喫煙防止するための事務連絡が出されました。

これをもとに、県では、健康増進法第 25 条の明示施設を管轄する各部課を通じ、喫煙場所を施設の出入口から極力離すなどの必要な措置を講じるよう、関係団体等へ周知を図るなど、受動喫煙防止の取組を積極的に推進することとしています。

健康福祉センターでは、世界保健機関(WHO)が定めた「世界禁煙デー」の 5 月 31 日を中心に、街頭で禁煙キャンペーンを開催しています。さらに、未成年者の喫煙防止対策として、地域の教育機関と連携した教育指導や教育機関へ出向し普及啓発事業を行っています。また、事業所については、経営者の理解・協力を求めながら禁煙の取組を推進しています。

18 栄養改善指導

平成23年に実施した県民健康・栄養調査の結果、脂肪エネルギー比率が全国と同様に増加傾向で、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を強く疑われる者、または予備軍と考えられる者の割合が5年前より増加していることが分かりました。

これまでも生活習慣病予防のため、塩分や野菜の摂取量の改善等について取り組み、バランスの良い食生活を推進しており、今後は健康づくりのための食生活改善さらにヘルシーメニューの提供に取り組む飲食店や総菜販売店への支援等、食環境の面からも適切な食生活の推進を図っています。

1 食生活・栄養管理支援事業

福井県では健康増進法に基づく給食施設を、調理場(厨房)の有無は問わず、利用者に食事を提供する施設としているため、給食施設への集団指導として、管理栄養士・栄養士および健康づくり担当者を対象に技術支援や情報提供を目的とした研修会・事例報告会を開催し、栄養ケアや健康づくりに関わる担当者の資質向上を図っています。

また、個別指導として、特定給食施設を中心に巡回指導を行い、健康増進法施行規則第9条に基づく適切な栄養管理の実施および管理栄養士・栄養士の配置を推進しています。

2 食品の栄養成分表示等の推進

飲食店等の営業者に対しては、外食や惣菜、持ち帰り弁当等への栄養成分表示や健康に配慮したサービスの提供等を行う「健康づくり応援の店」への登録を促し、県民が健康づくりに取り組みやすい食環境を整備します。また、食品の製造・販売に関わる業者に対しては、栄養成分表示の相談窓口を設け、保健機能食品や健康の保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等への指導助言を行っています。

3 「ふくい健幸美食」による食生活の推進

平成24年度に策定された「第3次元気な福井の健康づくり応援計画」(健康増進法第8条に基づく計画)に基づき、健康づくり施策を推進しています。これまでの評価として、食塩および野菜の摂取量は改善傾向にあります。脂肪エネルギー比率が増加傾向であるため、「ふくい健幸美食」を通してバランスの良い食生活の改善を支援しています。

4 地域の健康づくりリーダー支援

食生活改善推進員の展開する“低塩分で野菜たっぷり料理”の家庭への普及活動等についての支援を行っています。

19 精神保健福祉

平成7年に制定された精神保健福祉法に基づき、精神障害者の早期治療と社会参加の促進を図るとともに、地域住民の精神的健康の保持増進を図るために以下の事業を実施しています。

1 精神保健福祉法に基づく診察、保護申請

精神保健福祉法第23条から26条の規定に基づき、精神障害者またはその疑いのある人(自傷他害の恐れのある人)について診察および保護の申請や通報があった場合には、事実調査を実施し、必要と認められるときには精神保健指定医の診察を受け、2名の指定医がともに要措置と診察した場合に措置入院とするものです。

平成22年6月に福井県精神科救急情報センターが開設され、患者本人・家族・警察・医療機関等関係機関からの救急医療に関する相談や、診察依頼、通報等を24時間365日体制で一元的に対応することになりました。

近年、通報件数は増加傾向にあり、また精神科疾患は多様化しています。また、精神科疾患と生活障害を併せもつ精神障害者に対しては、緊急の精神科医療はもとより、生活・福祉までの多岐にわたる対応が必要となることもあります。

このため通報対応は複雑で困難を伴うことが多く、より専門性の高い対応が求められています。

精神保健福祉法に基づく申請、通報数およびその処理状況

年度	項目	申請 通報 件 数							処 理 状 況		
		計	一般申請	警察官通報	検察官通報	保護観察所	矯正施設長	病院管理者	計	措置入院	措置不要
	21	23	1	15	4	-	3	-	23	14	9
	22	48	2	33	7	-	6	-	48	10	38
	23	54	8	34	7	-	3	2	54	12	42
	24	43	3	29	9	-	2	-	43	12	31
	25	70	7	50	7	-	6	-	70	31	39
福井県	25	136	8	98	20	-	10	-	136	51	85

2 精神保健相談

心の健康や診療を受けるにあたっての相談、社会復帰相談等のさまざまな精神に関する問題に対して、個別に相談することで不安の軽減を図り、問題解決のための支援をすることを目的として、保健師が当事者やその家族、関係者からの電話や面接相談を行い、必要に応じて訪問指導を実施しています。

また、毎月第1、3水曜日の午後は精神科医による定例相談(予約制)を実施しています。

3 精神障害者社会適応訓練事業

精神障害に理解のある事業所へ一定期間通い実際の作業をする中で、集中力、対人関係能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等を養い、再発防止と社会的自立を促進するために清掃業務、食器洗浄等の訓練をしています。

4 普及啓発活動

(1) 自殺予防に関する研修会等の開催

近年、自殺者の増加が社会的な問題となっています。自殺や精神疾患に対する正しい知識を普及・啓発することで偏見をなくうつ病の早期発見・早期治療に取り組むことで自殺予防を図るために、一般住民や関係機関職員を対象とした研修会等を開催しています。

(2) やさしい精神保健福祉講座の開催支援

心の健康や精神障害についての正しい知識の普及・精神障害に対する理解の促進を図るために、一般住民を対象とした講座を開催しています。(平成23年度からは、地域精神保健福祉業務連絡会が主催となり、事業を実施しています。)

(3) 思春期保健研修会の開催への支援

思春期に起こりやすい心の病気について、正しい知識と対応方法を学ぶために、学校関係者等を対象とした研修会等を開催しています。地域精神保健福祉業務連絡会や、福井地域自殺予防対策協議会と共催で事業を実施しています。

5 関係機関との連携

(1) 精神保健福祉関係職員研修の開催

平成18年の障害者自立支援法の制定や高齢化に伴い、関係機関が精神障害者やその家族に関わり、地域で精神障害者を支援する機会が増えています。精神障害者の地域での生活を支えるスタッフの資質の向上を図ることを目的に、平成21年度から精神保健福祉関係職員研修会を開催しています。

(対象者)

市町、地域包括支援センター、障害福祉サービス事業所(精神居宅介護)、相談支援事業所、訪問看護ステーション職員

(2) 精神緊急対応に係る連携会議の開催

精神障害者の緊急の対応については、警察署等関係機関の連携が必要となる場合が多くあります。お互いの役割を再認識し、より効果的な連携を図ることにより、緊急対応を円滑に行うことを目的に、管内警察署・市町との連絡会議を開催しています。

(3) 福井地域自殺予防対策協議会の開催

平成22年度から、関係機関が相互に連携し、自殺予防対策にむけた情報交換や、一般住民・関係者を対象とした普及啓発等必要な取り組みを実施するために、福井地域自殺予防対策協議会を開催しています。

(4) 悩みごと総合相談会の開催

平成24年度から、一般住民が身近な地域で専門的かつ総合的な相談を受けることができるように相談会を実施しています。福井地域自殺予防対策協議会委員や専門家・関係機関が協働し、相談に対応しています。

(5) 地域精神保健福祉業務連絡会の開催への支援

管内の精神保健福祉活動を総合的かつ効果的に推進するため、精神保健福祉の関係機関で構成する地域精神保健福祉業務連絡会を開催しています。

平成23年度からは、地域精神保健福祉業務連絡会が主催となり、事業を実施しています。

構成機関 — (医療機関、障害福祉サービス事業所、警察、社会適応訓練協力事業所、社会福祉協議会、精神障害者家族会、ボランティアグループ、労働関係機関、行政機関等)

活動内容

- ①全体会
- ②運営委員会
- ③専門部会 (普及啓発部会、思春期部会、居宅生活支援・医療観察部会、就労支援部会)

6 自主グループの支援

(1) 精神保健福祉ボランティア「クレヨン」

平成4年に「やさしい精神保健福祉講座」の受講生の有志が集まって結成したグループであり、精神病院での受付案内やデイケア参加、社会復帰施設での作業協力等のボランティア活動を実施しています。

また、定例学習会の開催や、精神保健福祉に関する研修会の参加等により、自己研鑽を図っています。

当センターは、活動計画や内容についての助言や必要に応じて定例学習会の参加等により、より質の高い効果的なボランティア活動が展開されるための支援を行っています。

(2) 摂食障害者親の会「バンビの会」

平成9年に摂食障害家族教室を受講した有志により発足し、同じ病気を持つ家族が集まり、学習会の開催により正しい知識を深め、家族のかかわり等について話し合っています。

当センターは、例会の参加、会の運営に関する助言・協力等の実施により自主グループとしての活動を支援しています。

「バンビの会」開催計画

日 時	内 容	会 場
毎月第3水曜日 13:30~16:00	学習会、研修会等 例会 12回 研修会 1回	福井健康福祉センター 会議室

(3)精神障害者家族会「あすわ会」

昭和 47 年に発足し、精神障害者の家族の情報交換、学習の場として月 1 回の定例会を開催しています。発足当初から当センターは会の事務局としての役割を担っていましたが、平成 14 年 3 月に小規模作業所「あゆみの家」が社会福祉法人化し、通所授産施設と地域生活支援センターが開設されてから、活動の拠点も「あゆみ」に移されました。現在当センターでは、家族会の PR や会員希望者の紹介等側面的援助を行っています。

7 市町との連携

平成 11 年 6 月の精神保健福祉法の改正により、平成 14 年度から精神障害者通院公費負担および精神障害者保健福祉手帳の申請窓口が市町に移譲されました。

また、平成 18 年 4 月の「障害者自立支援法」の施行に伴い、障害の種別(身体・知的・精神)に関わらず身近な市町が責任を持って一元的にサービスを提供することになりました。これらのサービスが円滑に実施されるように市町に対し支援を実施しています。

また、生活保護受給者に対する支援についても連携し実施しています。

(市町との連携内容)

○処遇困難事例についての事例検討会の開催、助言・同行訪問 など

20 母子保健

近年、少子化、核家族化、女性の社会進出等、母と子を取りまく様々な環境は大きく変化しており、母子保健の面でも、それぞれの地域の特性に応じた母子保健対策の推進が必要となっています。

こうした状況に対応して、妊娠、出産、育児や乳幼児保健についてきめ細かく、かつ一貫したサービスの提供を図るという観点から、健康診査、訪問指導の実施主体が平成9年度から、県から住民に身近な市町に一元化されました。

センターでは、広域的・専門的・技術的観点から市町を支援するとともに、未熟児訪問指導、医療給付事務、育児不安解消サポート事業などを実施しています。

1 人工妊娠中絶状況

母体保護法の規定による人工妊娠中絶(妊娠満22週未満)が行われた場合は、人口動態の把握に資するため、日本産婦人科医会福井支部を通じて保健所に報告されます。

2 先天性代謝異常等検査事業

フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常、および先天性甲状腺機能低下(クレチン)症は、放置すると知的障害などの症状をきたしますが、早期に発見し早期に適切な治療を行うことにより、心身障害を予防することが可能となります。検査は、同時に検査することができ、しかも発生頻度が比較的高く、治療方法についてもある程度確立されているフェニールケトン尿症、メープルシロップ尿症、ホモシスチン尿症、ガラクトース血症、先天性副腎過形成症、先天性甲状腺機能低下(クレチン)症等の22疾患について行われています。医療機関で生後4～6日目の新生児の足跡から穿刺によりごく少量の血液をろ紙にとり、これを(財)岐阜県公衆衛生検査センターに送付して検査されます。

当センターでは、検査の結果、精密検査を必要とする乳児について、受診を勧奨したり、保護者の相談に応じるなどの事後指導を実施しています。

3 医療給付

小児慢性特定疾患治療研究事業

小児の慢性疾患のうち特定の疾患は、その治療期間が長期にわたり医療費の負担も高額となり、これを放置することは児の健全な育成を阻害することにもなるので、医療体制の整備や患児家族の負担を軽減するため治療研究事業が児童福祉法に基づき行われています。この事業は、医療の確立と普及を図り、併せて患児家族の医療費の負担軽減に資することを目的として、医療費の給付を行っています。

4 特定不妊治療費助成事業

平成16年4月1日から、不妊治療のうち、医療保険が適用されず治療費が高額になる体外受精、または顕微受精の治療を受けた方に、その治療費の一部を助成し不妊治療を受ける機会を増やすことを目的とした「福井県特定不妊治療費助成事業」を開始しています。

平成21年度から、1回の助成金の上限が10万円から15万円に拡充されました。

平成23年度から、初めての申請の年に限り、1～3回の助成金の上限が各15万円となりました。

平成25年度からは、受診等証明書に記載されている治療法のうちC・F・G・Hの場合、助成対象金額が7万5千円となりました。(ただし、平成26年度より、G・Hの治療は、県上乘せ部分にのみ申請可)

平成26年度からは、新たに男性不妊治療に対する助成が始まり、特定不妊治療と併せて行う精巣内精子採取術(TESE, MESA)を行った場合に、プラス5万が助成されます。(回数無制限)

平成28年度からは、助成対象となる女性に年齢制限が設けられます。(女性の治療開始年齢が42歳)経過措置として、平成26年度以降に初めて助成申請される方について、以下のようになります。

- ①女性の年齢が39歳までなら、42歳までに国の助成(15万)は通算6回(使い方は自由)・県の助成(10万)は年3回の申請が可能。(国助成使用后)
- ②女性の年齢が40歳から42歳までなら、42歳までに国の助成(15万)は通算3回(使い方は自由)・県の助成(10万)は年3回の申請が可能。(国助成使用后)

5 育児不安解消サポート事業

平成17年度から、強い育児不安や育児ストレスを抱える方に対し、定期的にグループカウンセリングを行うことによって、育児不安を解消し、安心して子育てができるように支援することを目的とした「こあら広場」を実施しています。

日 時:毎月第4木曜日 午前9時30分～午前11時30分

対 象:0歳から概ね就学前の子どもがいる保護者または妊婦で育児に不安やストレスを抱える方

内 容:親と子グループに分かれてのグループワーク

個別相談

21 難病対策

原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病は、「難病対策要綱(昭和47年)」に基づき、調査研究の推進、医療施設の整備、医療費の自己負担の軽減、保健医療福祉の充実・連携、QOL(quality of life: 生活の質)の向上を目指した福祉施策の推進が行われています。

当センターの取り組みとしては、特定疾患治療研究事業による医療の公費負担、また、特定疾患患者の多くが、症状が不安定で長期の療養を余儀なくされていることから、疾病等に対する不安の解消を図るため平成3年度から特定疾患相談事業、平成5年度から在宅難病患者家庭訪問事業、また、平成10年度から在宅難病患者訪問指導(診療)事業を、平成14年度から難病地域ケアシステム検討会議、平成19年度から重症難病患者在宅療養支援事業を実施しています。

その他、現在2つの患者会が設立されており、勉強会や講演会などの会の活動を支援しています。

1 特定疾患治療研究事業

難病のうち、診断基準が一応確立し、かつ難治度、重症度が高い56の疾患を対象に、医療費の負担軽減を図ることを目的とした医療助成を行う特定疾患治療研究事業が実施されています。

平成27年からは、予算事業として実施していた特定疾患治療研究事業を、継続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置とした、医療費助成制度が施行される予定です。

管内の特定疾患医療受給者認定者数は平成25年度末 1,808名で、県全体 5,359名のうち約3分の1を占めています。

2 特定疾患相談事業

特定疾患患者およびその家族に対し、医療および日常生活について、医師や栄養士などの専門スタッフによる相談・助言、また患者同士の交流や情報交換を通して、疾病などに対する不安の軽減を図ることを目的に、疾患別に年に2~3回相談会を開催しています。

3 在宅難病患者家庭訪問事業

在宅の難病患者および家族に対して、家庭訪問を通して日常生活や療養についての相談を実施しています。介護保険制度開始後は介護支援専門員らとの連携による支援を行っています。

4 在宅難病患者訪問指導(診療)事業

日常生活全般において介助を必要とする通院困難な難病患者および家族に対して、地域における在宅診療を促進することを目的に、難病に関する専門の医師、対象患者の主治医、保健師、看護師、理学療法士等からなる診療班を設置し、訪問指導(診療)を実施しています。

平成12年に介護保険制度が開始されてからは、介護保険の関係者等と連携しながら事業を実施しています。

5 難病地域ケアシステム検討会議

難病の入院から在宅療養までの一貫した支援を促進するため、地域における連携した支援体制を整備することを目的として、病院や介護保険等の関係機関とともに支援検討会を開催しています。

6 重症難病患者在宅療養支援事業

人工呼吸器を装着した重症難病患者の在宅療養生活の安定と介護を行う家族の生活の質の向上を図ることを目的として、このような患者の介護者が疾病その他の理由により在宅介護ができない場合に、この患者の一時入院を受け入れた医療機関に支援を行っています。

22年度からは1日3時間以上8時間以内の長時間訪問看護を実施した指定訪問看護事業所に対して助成を行い、在宅でのレスパイトを拡充しています。

7 患者会への支援

管内には、2つの患者会があり学習会やレクリエーションなどの交流を通して会員相互に支え合っています。当センターは、会の運営に対しての相談や協力を通して活動を支援しています。

名 称	設置年月日	会員数 (H26.3月末)	活 動 内 容		
			例会開催	例会内容	会報発行
福井パーキンソン友の会	H2.4.24	29	毎月1回 (第1火曜日)	勉強会、レクリエーション、個別相談等	毎月1回 (第3火曜日)
たんぽぽの会 (クローン病)	H9.1.25	40	不定期	講演会、勉強会、レクリエーション等	年1回

22 食品衛生

1 食品の安全性の確保・適正表示の推進

管内の食品衛生法に基づく要許可施設は飲食店等 7,382 施設(平成25年度末。以下同)、福井県食品衛生条例に基づく要許可・登録施設は114施設で、当センターは、県下の食品流通の拠点である福井市中央卸売市場を含め、製造販売業者等を多く抱えています。また、学校給食等の食品衛生法に基づく許可不要の施設は 1,872 施設あります。

近年、製造・流通技術等の進歩により多種多様な食品が広範囲に移動し、それらの食品が原因となった大規模な食中毒、チェーン店での食中毒の発生など、食品の安全性について新たな問題が発生しており、食品関係施設に対する監視指導はますます重要なものとなっています。

このような状況の中、当センターでは食中毒等、食品による事故を未然に防ぐため食品関係施設に対する監視指導を行っており、食中毒等の食品に起因する事故の発生時には、営業停止等の所要の行政措置を講じています。

特に、食肉の喫食を原因とする食中毒の発生を防止するため、平成 23 年 7 月 13 日に福井県が策定した「食肉に係る食中毒防止指導要領」に基づいた監視指導を重点的に行っています。

また、生食用生鮮食品による有症事例のうち病因物質が新たに判明した寄生虫(グダ・セプトンブクタータ等)対策について衛生講習会等を通じて予防方法の周知等に努めています。

さらに、主に管内で製造・加工される食品について、食品の規格基準や添加物の使用基準が遵守されているかどうか検査を実施するとともに、適正な表示がなされているかどうかについて確認をしています。不適切な食品が発見された際には改善指導・行政処分等の措置を行っています。

食品の表示は食品の選択にとって重要な情報を提供するものです。近年、食品等の産地偽装表示事件等の発生により食品表示に対する関心が高まるとともにアレルギー物質の表示義務化や品質保持期限から賞味期限への変更等、食品表示制度が改正されており、表示のもつ意味合いはますます重要性を増しています。

そのため、消費者保護の観点から適正な表示をさらに推進する必要があることから、施設監視の際や講習会を通して食品製造業者はもちろん流通販売業者に対しても適正な表示について指導しています。

許可を要する食品関係営業施設(H25.4.1～H26.3.31)

項目	営業施設数 (年度末)	営業許可施設数(年度)		廃業 施設数 (年度)	処 分 件 数 (年度)						調査・監視 指導施設数 (年度)	
		継続 (2)	新規 (3)		営業許可 取消命令 (5)	営業禁止 命 令 (6)	営業停止 命 令 (7)	改善命令 (8)	物品廃棄 命 令 (9)	その他 (10)		
												(1)
飲食店 営業	一般食堂・レストラン等 (01)	1,093	134	78	76			2				362
	仕出し屋・弁当屋 (02)	410	44	24	18			1				163
	旅館 (03)	82	21	1	3							38
	その他 (04)	2,397	234	267	257							808
菓子(パンを含む。)製造業 (05)	439	49	40	31								172
乳処理業 (06)	1	1	0	3								4
特別牛乳さく取業 (07)	0	0	0	0								0
乳製品製造業 (08)	2	0	0	3								0
集乳業 (09)	0	0	0	0								0
魚介類販売業 (10)	400	54	35	27								260
魚介類せり売り営業 (11)	2	0	0	0								7
魚肉ねり製品製造業 (12)	4	2	0	0								6
食品の冷凍又は冷蔵業 (13)	22	2	1	0								16
かん詰又はびん詰食品製造業 (14)	2	0	0	0								1
喫茶店営業 (15)	974	60	62	60								74
あん類製造業 (16)	4	2	0	0								5
アイスクリーム類製造業 (17)	87	6	6	4								22
乳類販売業 (18)	783	123	35	64								269
食肉処理業 (19)	40	7	3	2								17
食肉販売業 (20)	338	55	30	26								299
食肉製品製造業 (21)	5	1	1	0								3
乳酸菌飲料製造業 (22)	1	0	0	2								0
食用油脂製造業 (23)	2	0	0	0								0
マーガリン又はショートニング製造業 (24)	0	0	0	0								0
みそ製造業 (25)	17	5	0	0								11
醤油製造業 (26)	13	3	0	0								5
ソース製造業 (27)	9	0	1	0								3
酒類製造業 (28)	17	7	0	0								10
豆腐製造業 (29)	39	9	1	1								16
納豆製造業 (30)	3	1	0	0								3
めん類製造業 (31)	32	6	4	6								23
そうざい製造業 (32)	145	19	15	8								116
添加物製造業 (33)	1	0	0	0								0
食品の放射線照射業 (34)	0	0	0	0								0
清涼飲料水製造業 (35)	11	2	0	2								6
氷雪製造業 (36)	3	1	0	0								2
氷雪販売業 (37)	4	0	0	0								7
計	7,382	848	604	593			3					2,728

許可を要しない食品関係営業施設(H25. 4. 1～H26.3.31)

項目	営業施設数 (年度末)	処分件数(年度)				告発件数 (年度)	監視指導施設数 (年度)
		営業禁止命令	営業停止命令	物品廃棄命令	その他		
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
給食施設	学校 (01)	58					59
	病院・診療所 (02)	62					16
	事業所 (03)	10					4
	その他 (04)	162					87
乳さく取業 (05)	4						0
食品製造業 (06)	80						61
野菜果物販売業 (07)	209						105
そうざい販売業 (08)	318						42
菓子(パンを含む)販売業 (09)	379						49
食品販売業(上記以外) (10)	277						252
添加物製造業 (11)	0						0
添加物の販売業 (12)	206						0
氷雪採取業 (13)	0						0
器具・容器包装、おもちゃの製造業又は販売業 (14)	107						49
計	1,872						724

(3) 福井県食品衛生条例営業施設数

(平成26年3月31日現在)

業種		施設数
許可	魚介類加工業	43
	漬け物製造業	43
	計	86
登録	魚介類行商営業	28
計		114

2 食品安全確保に対する消費者教育の推進

家庭を原因施設とする食中毒の発生の割合は、昨年、全国で全体の約 1 割となっており、営業施設を原因とするものと比べても決して少なくありません。

また、最近では、カンピロバクター、腸管出血性大腸菌およびノロウイルスによる食中毒の発生が多く、これら家庭での食中毒や食品による事故の防止等の食品衛生に関する正しい知識の普及について消費者教育のさらなる推進が必要です。

そのため、当センターでは、8 月の食品衛生月間中に業界団体である食品衛生協会とともに開催する食品衛生フェアや、食品販売店における監視の際に直接消費者に対し「家庭でできる食中毒予防の 6 つのポイント」の周知徹底に努めています。

さらに、食品の安全性に関する情報等については、食品衛生協会や各業界組合、市町とも連絡を密にし、消費者に対する情報発信に努めています。

3 食品営業者に対する HACCP(危害分析重要管理点方式)手法の導入支援等

管内には大規模な製造業、大量調理施設が多くあることから、食品衛生上の事故防止対策が特に重要です。そこで、監視指導を強化するとともに営業者に食品衛生の重要性を認識してもらい、最新の食品衛生管理手法であるHACCP手法を取り入れた自主管理による衛生確保を推進することが必要です。

現在、福井県食品衛生自主管理プログラム認証制度に基づき、管内では41施設が認証を受けています。今後も、食品事業者の自主的な衛生管理を支援し、認証施設の増大に向けた指導を継続していきます。

※HACCP（ハサップ：Hazard Analysis Critical Control Point）

米国航空宇宙局（NASA）により開発された宇宙食製造のための衛生管理手法です。

この手法は、食品の製造業者が食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害を予め調査・分析し、この分析結果に基づいて製造工程全般を通し管理上重要な段階に遵守すべき規準を設け、常時監視することにより製品の安全性を確保するシステムです。

23 動物愛護および狂犬病予防

1 動物愛護思想の普及啓発および畜犬対策

犬をはじめとしてペットの飼育にあたっては、人間とペットが共生できる生活環境の維持確保が不可欠となっています。また、犬以外のペットについては、狂犬病予防等に伴う犬同様の法的規制(登録や放浪犬の保護捕獲等)がないことから、飼い主のモラル向上を図ることがますます重要となっています。

このようなことから、県では第2次動物愛護推進計画^{※1}を策定し、これに基づき動物取扱施設への立入指導等の強化や動物愛護思想の普及啓発を推進しています。

(1)犬および猫の引き取りと譲渡制度

やむを得ず飼育できなくなった犬および猫の引き取りを行っていますが、引き取る前に、終生飼育や新たな飼い主を探すよう指導しています。また、収容した犬猫の新たな飼い主を探すために、犬および猫の譲渡実施要領^{※2}を基に犬猫の譲渡(月1回を予定)を推進しています。なお、譲渡会に合わせて飼い主講習会を開催し、引き取り犬猫の減少を図るため避妊・去勢および終生飼育など適正飼養を啓発しています。

(2)危害防止

所有者の判明しない放浪犬による咬傷などの危害を未然に防止するため、専用車による巡回パトロールを実施しています。

(3)情報の周知等

放浪犬(飼主不明)を抑留した場合には、掲示板に公示するとともにホームページで周知しています。また、犬猫の譲渡会や動物取扱に関する事柄をホームページで周知しています。

(※1)動物愛護推進計画とは、動物の愛護及び管理に関する法律(以下動愛法という)に基づき、国は動物愛護管理の基本指針を、都道府県は基本指針に即して各種の動物愛護管理施策等の推進に係る計画を平成20年に県が策定したもの。平成24年9月に動愛法改正が行われ、平成25年8月に基本指針の見直しが行われたことから、これらとの整合性および本県における動物愛護管理のより一層の推進を図るため、本計画の改定を行い、平成26年3月に第2次福井県動物愛護管理推進計画を策定した。

(※2)犬および猫の譲渡実施要領は、動物の愛護及び管理に関する法律等に基づき、引取りや収容した犬、猫について譲渡を推進することにより県民の動物を愛護する意識の高揚を図ることを目的として、必要な要領を平成18年に定めたもの。

2 狂犬病を含めた動物由来感染症の情報提供

狂犬病で知られる身近な動物から人へ感染のおそれがある病気(以下動物由来感染症という)には鳥インフルエンザなどの病気があり、世界各地で発生して近年クローズアップされています。このような中、生活様式の変化に伴い、海外から輸入される犬猫以外の動物をペットとする人が増加していることから、動物由来感染症の予防法や正しい情報を広く提供する必要があります。

(1)動物取扱施設に対する周知

正しい情報を速やかにペット飼い主に周知するため、管内動物取扱施設に対して、立入や通知を行い衛生確保と併せ動物由来感染症等の情報提供を行っています。

また、動物取扱業施設への立入指導を実施するとともに法に基づく取扱責任者研修を実施しています。

<取扱責任者研修>

福井会場

月 日 : 平成 26 年 3 月 4 日(火) 午前

平成 26 年 3 月 19 日(水) 午後

場 所 : 県立図書館

対 象 : 動物取扱責任者全員

(2)狂犬病予防等

管内での犬登録頭数は、平成 25 年度末で 11,973 頭(県全体の 35%)であり、前年度比 103 頭の増加傾向にあります。

狂犬病の発生を防止するため、事務を所管する市町との連携を密にし、犬の登録や狂犬病予防注射の推進のため、動物取扱施設や動物病院に対しても普及を重点的に働きかけます。

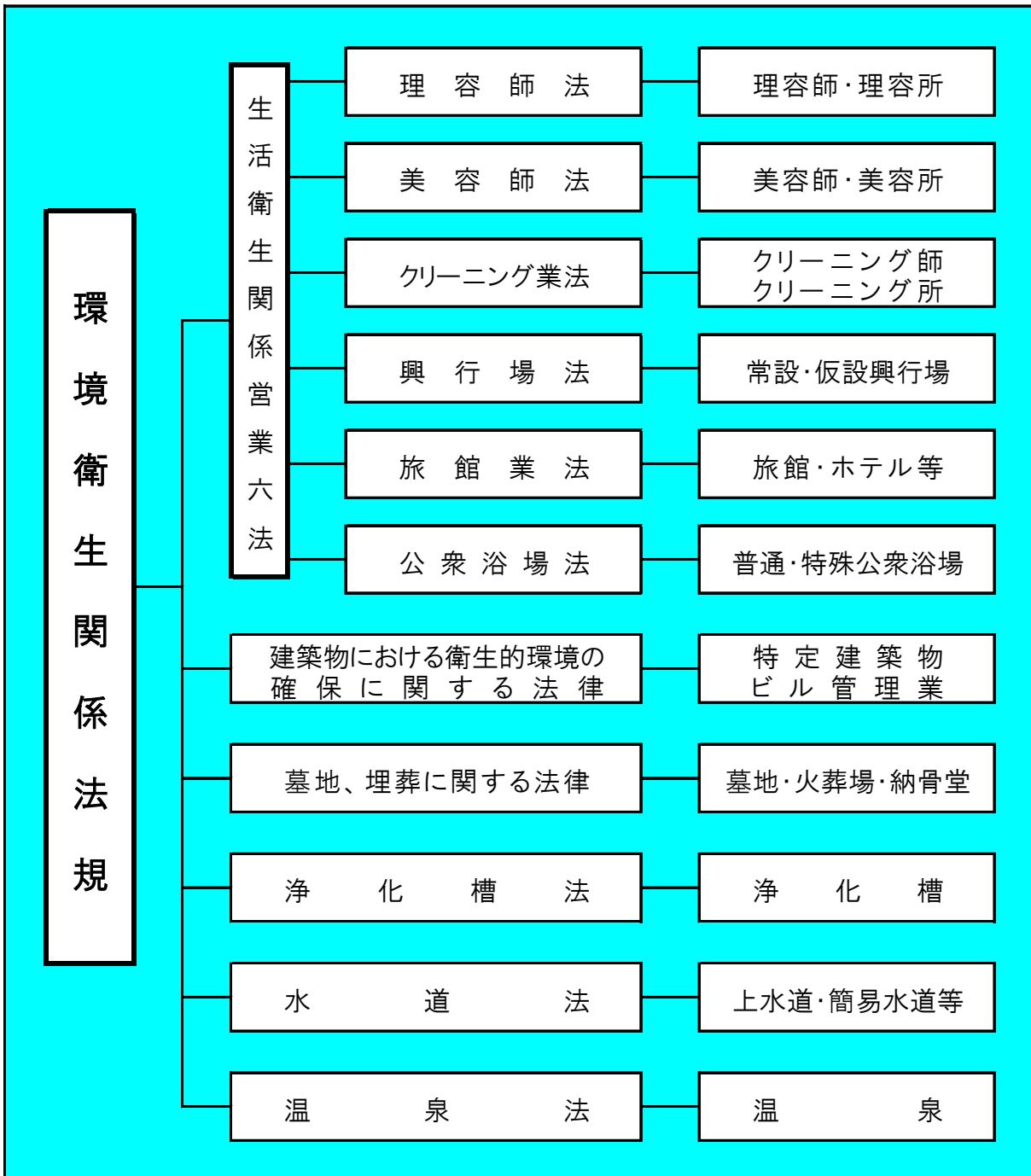
また、飼い主講習会やホームページ等を通じて、県民に狂犬病を含めた動物由来感染症の情報を広く提供していきます。

24 環境衛生

環境衛生業務は、住民の日常生活に密接に関係する業務であり、下の表にあるように環境衛生関係法規に基づき行われます。

住民の生活衛生に関わりの深い生活衛生関係営業を始め、その他の環境衛生施設の衛生水準の向上、経営の健全化等を図るために監視指導を実施しています。

生活衛生関係行政に関する法律



1 生活衛生関係営業(営業六法)

生活衛生関係営業は、住民の日常生活に密接に関係する営業であることから、営業施設の衛生水準の向上、経営の健全化等により公衆衛生の維持向上に寄与し、さらに社会の少子高齢化や高度情報化、規制緩和の進展等により、我が国の社会経済を取り巻く環境が構造的に変化する中で、住民からはさらに質の高いサービスの提供が求められています。

当センターでは、生活衛生関係営業の健全化と衛生水準の向上を図るため業界団体である環境衛生協会に活性化委員会を設け、協会組織の拡充等を図るための提言を行い、関係営業施設の自主管理体制作りを推進しています。

生活衛生関係施設の定期的な立入を行い、衛生管理の指導を行っています。また、公衆浴場および旅館の浴槽水についてレジオネラ菌の行政検査を行い、浴槽の清掃、消毒等の指導を推進しています。

2 浄化槽関係

「浄化槽法」では、浄化槽の設置、保守点検、清掃および製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度、浄化槽清掃業の許可制度(市町長)を整備し、浄化槽設備士および浄化槽管理士の資格を定めています。

3 水道

水道は、住民生活の生活水準の向上や経済活動に直結する基盤施設として必要不可欠なものとなっています。

当センターでは、安全でおいしい水の安定供給を維持するために、管内市町の水道施設への定期的な立入検査を実施し、水質検査の励行や施設等の適正な維持管理について指導を行っています。

なお、平成 25 年 4 月 1 日からは 法改正により簡易専用水道、専用水道および井戸水について、市町へ事務が移譲されました。

4 温泉

温泉を保護し、適正な利用を図るため、温泉法では①温泉を湧出させる目的で掘削しようとするときの「温泉掘削許可」、②温泉の湧出量増加のために動力を設置しようとするときの「温泉動力設置許可」、③温泉水に含まれる可燃性天然ガス(メタンガス)の濃度により「可燃性天然ガス濃度確認申請」または「温泉採取許可」、④旅館等で温泉を利用するときの「温泉利用許可」等の規定を設けています。

当センターでは、温泉利用許可の事務手続きを行うとともに、年間 1 回、温泉利用許可者に対して利用状況、飲用温泉の水質についての報告を求め、温泉の保護と適正利用を推進しています。

5 特定建築物

特定建築物とは、興行場・百貨店・店舗・事務所・学校・旅館等の用に供される相当程度の規模を有する建築物のことです。

管内では、都市郊外に、ショッピングセンターを核とする大規模建築物が数多く立地してきており、住民が安心して利用できるよう、空気環境の調整等の建築物環境衛生を確保することが極めて重要となっています。

当センターでは、県の計画に基づき3年間で全ての対象建築物に対して立入検査を実施し、維持管理状況を把握し、建築物環境衛生管理技術者の専任養成の指導に努めています。

参考 墓地・埋葬等

墓地、埋葬等に関する法律(墓地埋葬法)では、墓地、納骨堂および火葬場の管理や火葬・埋葬等が国民の宗教的感情に適合し、公衆衛生や公共の福祉の観点から支障なく行われることを目的として、火葬・埋葬の許可制や墓地・納骨堂・火葬場に対する経営許可等に関する規定を設けています。

なお、墓地の経営(墓地の設置・管理・運営)については、その持続性の確保と管理の適正さが強く求められていることから、経営主体としては原則として市町等の地方公共団体としており、墓地の需給状況を把握したうえで、公営墓地等の計画的な整備が図られるよう指導しています。

なお、平成24年4月1日からは法改正により市町へ事務が移譲されました。

25 廃棄物

廃棄物問題は、最終処分場の残余容量の逼迫^{ひっぱく}や廃棄物処理に対する住民の不信感の増大、不法投棄の悪質化などによりその対応はますます複雑化しており、製品の製造から廃棄までの各段階での総合的な取り組みによる3R(リデュース、リユース、リサイクル)をより一層推進し、廃棄物の発生量を削減するとともに、不法投棄等の不適正処理の防止に向けた、早期発見および迅速かつ適切な対応が必要となっています。

このため、国では「環境基本法」の基本理念にのっとり、「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「建設資材リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「環境物品調達法」などの法を整備しました。また、平成 15 年 10 月から家庭用パソコン等のリサイクルを促進するための「資源の有効な利用の促進に関する法律」、平成 17 年 1 月から使用済自動車のリサイクルを義務付ける「自動車リサイクル法」、平成 25 年 4 月からデジタルカメラやゲーム機等の使用済電子機器等の再資源化を促進するための「小型家電リサイクル法」が施行され、リサイクル推進体制の整備がすすめられました。

県では、平成9年3月に策定した「福井県環境基本計画」を、その後の社会、経済等の情勢の変化に応じ、平成 15 年1月、平成 20 年 11 月および平成 25 年 11 月に見直しました。また、限りある資源の循環を目指して、平成 14 年 3 月に策定した「福井県廃棄物処理計画」を平成 18 年3月および平成 23 年 3 月に改正し、廃棄物の発生抑制およびリサイクルのさらなる推進と産業廃棄物の不適正処理防止のための施策を積極的に展開しています。

1 一般廃棄物

当センターは、一般廃棄物処理施設の設置許可申請の窓口となっており、当該許可業者等に対して「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)に基づく適切な監視指導を行っています。

2 産業廃棄物

産業廃棄物については、野外焼却・不法投棄など不適正処理に関する様々な問題が全国的に生じています。このような中、平成 22 年、廃棄物の適正処理を確保するため、建設廃棄物の処理責任の明確化、処理施設の定期検査の導入、処理業者の優良化の推進、罰則の強化など、廃棄物処理法の大幅な改正が行われ、平成 23 年 4 月から施行されています。

当センターは、廃棄物処理法に基づく(特別管理)産業廃棄物収集運搬業の許可を行うとともに、(特別管理)産業廃棄物処分業および産業廃棄物処理施設の設置許可(県知事の許可)の申請窓口となっており、当該許可業者および排出事業者等に対する監視指導を行っています。

なお、福井県内における許可申請業務の約 4 割が当センター管内に集中しており、循環社会推進課と協力しながら広域的な監視指導を実施するケースも多くなっています。

3 廃棄物の適正処理の推進

福井地区廃棄物不法処理防止連絡協議会では、不法投棄廃棄物の撤去、住民参加による監視体制の整備・強化、不法処理防止に係る啓発活動を通じて廃棄物の適正処理を推進しています。

＜福井地区廃棄物不法処理防止連絡協議会（事務局 福井健康福祉センター）＞

（構成） 福井市、永平寺町、農林総合事務所、土木事務所、警察署、森林組合、漁業協同組合、
福井県産業廃棄物協会、福井健康福祉センター

(1) 不法投棄物の撤去について

不法投棄は、投棄者が不明な場合が多く、投棄物の撤去は土地所有者に大きな負担となり、撤去が困難化して放置状態になるばかりでなく、新たな不法投棄を助長する要因となります。生活環境保全上の支障をきたすおそれもあることから、行政、事業者および住民が連携した撤去方策を推進することが必要になります。

このため、福井地区廃棄物不法処理防止連絡協議会では、「撤去活動支援事業者等登録制度」および「撤去活動サポートボランティア登録制度」を活用した地域住民ボランティアや産業廃棄物協会の協力を得ながら、不法投棄廃棄物の撤去支援を行っています。

また、事業所周辺の環境美化運動を拡充し、ごみのない美しい街づくりにより不法投棄されにくい環境を創る「クリーンエリア拡充運動」も推進しています。

(2) 住民参加による監視体制の整備・強化について

廃棄物処理法の改正に伴い、不法投棄等の不適正処理を行った者に対する罰則等は強化されていますが、まだまだ不適正処理は後を絶たない状況にあり、行政機関や警察はもとより、民間活動を生かした監視体制を整備・強化する必要があります。

このため、県内の各センターでは、月4回の休日と月1回の夜間にパトロール（民間委託を含む）を行っており、不法投棄等のおそれのある重点監視場所を中心に継続的に監視しています。

さらに、県では平成15年度から市町職員が産業廃棄物に係る立入検査ができる新しい制度を創設して、市町との連携を一層強化し、不適正処理の発見、調査、および関係者への指導等早期の対応を強化するとともに、森林組合等の団体から情報提供を得る場を設け、監視機能の強化を図っています。

また、管内市町では、不法投棄等連絡員によるパトロールの実施や環境美化推進委員等地区住民による連絡監視体制の整備を行っています。

(3) 不法処理防止に係る啓発活動について

県内の各センターでは、6月の「環境月間」、12月の「不法投棄等防止啓発強調月間」を中心に不法処理防止に係る啓発活動を実施しており、啓発ポスターの配布、排出事業者や処理業者に対する実地監視の実施などを通じ、再資源化の促進等、廃棄物の減量化や適正処理の推進についての意識啓発を図っています。

26 公害

今日、環境問題を解決するためには、環境への負荷を軽減し、自然と共生しながら、資源・エネルギーを有効に活用する「持続可能な循環型社会」への転換が求められています。

このため、県では、平成7年3月に制定された「福井県環境基本条例」の「豊かで美しい環境の恵沢の享受と継承」、「環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「地球環境保全の推進」の3つの基本理念の実現を目指し、平成25年11月に改定した「福井県環境基本計画」に基づき、環境行政の推進に努めています。

当センターでは、次のような公害防止関係法令に基づく届出の審査・受理業務や工場・事業場等の監視指導、大気、水質等の環境調査などに取り組んでいます。

1 水環境の保全

水質汚濁防止法および福井県公害防止条例に基づく特定施設(污水や廃液を排出する施設)等を有する工場・事業場に対して、立入調査を実施し、施設の適正な維持管理などの指導を行っています。

また、油の流出や魚類のへい死等の水質事故に対しては、関係機関と連携しながら、その被害拡大の防止、原因究明および原因者に対する指導等、迅速な対応に努めています。

2 地下水汚染の防止

地下水汚染を早期に発見するため、毎年、全般的な地下水の概況を把握するための調査を実施しています。その概況調査で汚染が発見された時には、汚染の範囲や汚染源を特定するための汚染井戸周辺調査を実施し、汚染原因者に対して浄化対策を指導しています。

また、地下水汚染が発見された地区では、継続的な監視を行うため、継続監視調査を実施しています。

3 地盤沈下の防止

地盤沈下とは、地下水の過剰な揚水によって起こる現象です。

県公害防止条例では、揚水機の吐出口断面積 19.6 cm^2 以上のものについて、事前の届出を義務づけており、地盤沈下防止のため、地下水採取者に対し、節水や水利用の合理化を指導しています。

また、「福井県地盤沈下対策要綱」では、過去に著しい地盤沈下が観測された福井市南部地域について、地下水の揚水抑制などの指導を行っています。

4 大気環境の保全

大気汚染防止法および福井県公害防止条例に基づくばい煙・粉じん発生施設等を有する工場・事業場に対して、立入調査を実施し、施設の適正な維持管理などの指導を行っています。

平成17年度にはアスベストによる健康被害が大きく社会問題となったことから、特に建築物の解体における特定粉じん排出等作業では、作業基準の遵守状況や排出されたアスベスト廃棄物の適正処理について、徹底した監視指導や現場周辺の大気中のアスベスト濃度の測定を行い、健康被害の防止に努めています。

5 ダイオキシン類の排出抑制と監視の徹底

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設を有する工場・事業場に対して、立入調査等を実施し、排出基準や構造基準の遵守、自主測定結果の報告の徹底などの指導を行っています。

また、小型焼却炉の構造、維持管理に関する基準の遵守や野外焼却の禁止などの指導を行っています。

6 フロンの回収・破壊の推進

業務用エアコン、冷蔵・冷凍機器を廃棄する場合に、フロン類の回収を業として行う事業者は、フロン回収破壊法に基づく登録が義務づけられており、回収を担う登録業者への監視指導を行っています。

7 公害防止のための組織の整備

事業者による公害防止のための組織作りを推進するため、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」および「福井県公害防止条例」に基づく公害防止管理者等の選任を指導しています。

27 地域保健・福祉・環境関係職員研修

多様化する住民ニーズ、価値観やライフスタイルの中で、住民の生活に密着した身近な課題について、きめ細かく総合的なサービスを提供していくためには、地域保健・福祉を担う人材の育成が重要となっています。

そこで、地域特性に対応した複合的で、質の高いサービスを提供できるよう、県および市町等の地域保健・福祉等関係職員の資質向上を図ることを目的に、健康福祉センターごとに研修を企画・実施しています。

1 地域保健・福祉・環境関係職員研修企画検討委員会

目的 地域保健・福祉・環境関係職員の資質向上のための研修に関する検討を行い、研修の企画、実施、評価を行う。

対象 福井健康福祉センター管内の保健・福祉等関係者 7名

回数 年1回

2 一般研修

目的 広く社会情勢に関する情報、総合的に判断するための知識や先進的または専門的に実施している活動等について理解を深める。

対象 福井健康福祉センター管内市町の保健・福祉等関係者

3 実践研修

目的 各分野別に、専門知識・技術の向上を図るとともに、最新情報の提供、各市町間での情報交換等、地域の課題に合わせて実施する。

対象 福井健康福祉センター管内市町の保健・福祉等関係者

28 研修生・実習生の受け入れ

1 医師臨床研修の受け入れ

福井健康福祉センターにおける多様な業務を理解、体験することで、医師として必要な公衆衛生活動に対する具体的な知識、態度等を身につけることを目的に研修医の受け入れを行っています。

2 実習生の受け入れ

地域における保健福祉の行政機関としての福井健康福祉センターの機能、役割を知り、実際の体験を通して理解を深めることを目的に、医学生、看護学生、管理栄養科学生等の実習生の受け入れを行っています。

29 学校保健と地域保健の連携

地域保健対策の推進に関する基本的な指針が平成24年7月に一部改正され、その中で、ライフステージを通じた正しい生活習慣の確立のためには、生活習慣が形成される時期に展開される学校保健と地域保健とが密接に連携することの意義が極めて大きいとされています。

これまでも各種業務や情報交換等、様々な形で連携を継続しており、平成25年度は、市町養護教諭部運営研究会での情報提供などを通して、健康福祉センターが保有する専門知識や技術を教育の場に提供しています。

30 健康危機管理体制の整備

健康危機が発生した時に、迅速、的確に組織的な対応がとれるよう、所内の健康危機管理体制の整備をしています。健康危機管理委員会を軸に、所内の健康危機管理マニュアルの見直しや危機管理に関する研修会・訓練等を実施し、職員の健康危機管理意識を高揚させ、資質の向上を図っています。

また、平成 22 年度からは、県地域福祉課が実施している健康危機管理担当者会議(隔月に開催)に関係職員が参加し、事例検討や各種訓練の検証、情報交換をとおして、所属間の連携も深めています。

<25 年度実績>

1. 健康危機管理委員会の開催(毎月)
2. 夜間の緊急通報連絡訓練の実施
3. 所内研修会の開催
 - 「精神移送対応について」
 - 「廃棄物パトロールについて」
 - 「センターの健康危機管理体制を学ぶ」
 - 「個人防護具の着脱訓練」
 - 「高病原性鳥インフルエンザについて」
4. 各種マニュアルの整備
 - ・センター健康危機管理マニュアル整備(改訂)
 - ・高病原性鳥インフルエンザ対応手順書(改訂)
 - ・福井県災害時健康福祉センター活動指針(26 年 3 月)
 - ・健康福祉センター災害時対応要領(26 年 4 月)
5. 健康危機管理担当者会議(県地域福祉課主催)への参加
 - ・健康危機管理事象に関する事例検討
 - ・健康危機管理活動の報告
 - ・健康危機管理初動時対応訓練と検証
 - ・健康危機管理に関する研修
6. 平時からの対応
 - ・健康危機管理事象対応事案 所内報告会(毎月)
 - ・健康危機管理対応物品の整備
 - ・高病原性鳥インフルエンザ健康調査用物品の整備
 - ・高病原性鳥インフルエンザ発生時対応訓練
7. 新型インフルエンザ等対策関係
 - ・地域調整会議の開催
 - ・福井県新型インフルエンザ等対応訓練の実施(県健康増進課主催)
 - ・福井市・永平寺町の行動計画策定の支援